

経営事項審査の手引き

茨城県土木部監理課

令和 7 年 4 月改訂

(令和 7 年 8 月一部修正)

経営事項審査の手引き（令和7年8月一部修正） 修正概要

○変更点

- ・ 確認資料.No.41「資本性借入金」該当証明書 の説明を追加 P.16、22 参照
- ・ 経営事項審査上の資本性借入金の取扱いに係る申請についての説明を追加 P.23 参照

○赤字が、修正・追記した部分になります（令和7年4月に改訂された項目についても引き続き赤字で示しています。詳しくは、建設業担当ホームページに掲載されている改訂概要（R7.4）をご覧ください）。

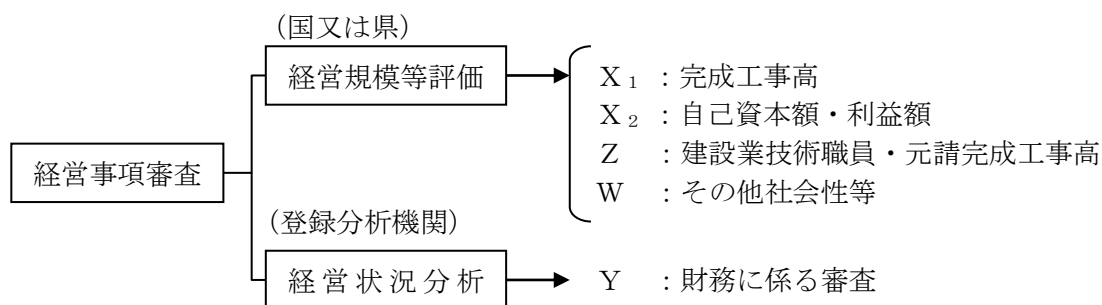
目 次

1	経営事項審査とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	経営状況分析について・・・・・・・・	2
3	総合評定値（P）の請求・・・・・・・・	3
4	令和5年1月1日からの経営事項審査の改正内容について・・・・・・・・	4
5	申請手順・・・・・・・・	6
6	申請手数料について・・・・・・・・	8
7	提出書類等について・・・・・・・・	9
8	全般的な留意事項・・・・・・・・	25
9	経営規模等評価等申請書の記載例	
	（1）記入上の一般的留意事項・・・・・・・・	26
	（2）経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001帳票）・・・・・・・・	31
	（3）工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002帳票）・・	34
	（4）その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）・・・・・・・・	43
	（5）技術職員名簿（20005帳票）・・・・・・・・	52
10	経審Q & A・・・・・・・・	73
11	経審結果通知書の見方・・・・・・・・	79
12	総合評定値（P）の計算方法・・・・・・・・	80

1 経営事項審査とは

経営事項審査とは、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が受けなければならない経営に関する客観的事項についての審査です。公共工事を元請として受注する建設業者は、発注者と請負契約を締結する日の1年7ヶ月前以内の決算日における経営事項審査を受けていなければなりません。

経営事項審査は、行政庁（国又は県）が行う「経営規模等評価」と、登録経営状況分析機関が行う「経営状況分析」からなっており、それぞれを申請する必要があります。



*登録分析機関とは、国土交通省に登録をした者で、経営状況分析を行う機関です。

※対象工事

次の者が発注者である施設又は工作物に関する建設工事とする。

- ・国
- ・地方公共団体（県・市区町村・事務組合・財産区・地方開発事業団）
- ・法人税法別表第一に掲げる公共法人（UR、土地改良区等）
- ・特殊法人等の法人で国土交通省で定めるもの（NTT、JR、JT、JRA等）

※適用除外

次に掲げる建設工事は、経営事項審査申請の義務付けの対象外とする。

- ・請負代金の額が軽微である建設工事
建築一式工事にあつては1,500万円未満又はその他の建設工事にあつては500万円未満
- ・影響の大きい災害等による必要を生じた応急の建設工事等（通常の災害復旧工事は義務付けの対象となる）

ただし、上記の軽微な工事を請け負う場合であっても、各発注機関の入札参加資格の際に経営事項審査結果（経営規模等評価・総合評定値通知書）を求められることがありますのでご注意ください。

※経営事項審査の有効期間

経営事項審査は、公共工事の請負契約を発注者と締結する日前1年7ヶ月以内の日を審査基準日として受けていなければなりませんので、毎年公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7ヶ月の有効期間が切れることなく継続するよう、定期的に経営事項審査を受けることが必要となります。

以下の点についてご留意下さい。

- ① 公共工事の入札参加資格を有する者は、公共工事発注機関の入札参加資格の有効期間にかかわらず、切れ目なく受けることが必要です。
入札参加資格が2年間の場合でも、経営事項審査は毎年受審する必要があります。
- ② 毎営業年度経過後、決算関係書類が整い次第、速やかに経営状況分析申請をしてください。有効期間は、申請の時期にかかわらず審査基準日から1年7ヶ月とされているので、申請が遅れると審査や結果通知が遅れ、切れ目ができてしまうことになります。
時間的な余裕をもって申請するよう心がけて下さい。

2 経営状況分析について

県が行う経営規模等評価（X₁、X₂、Z、W）を受ける前に、経営状況分析（財務に係る審査）申請を行い、その結果（経営状況分析結果通知書）の交付を受けなければなりません。

経営状況分析は、国土交通省に登録した各機関（下表）で受けて下さい。申請の仕方等は各登録分析機関に問い合わせして下さい。

なお、総合評定値を求めない場合（経営規模のみの審査を希望する場合）は、経営状況分析を受ける必要はありません。

（令和6年1月現在）

番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	（一財）建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町1-4-1	03-6661-7106
2	（株）マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム（株）	長野県長野市田町2-120-1	026-232-1145
5	（株）九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町2-2	095-811-1477
7	（株）北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	（株）ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田町2-5-24	028-649-0111
9	（株）経営状況分析センター	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本（株）	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	（株）NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-474-1561
22	（株）建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

※最新の情報は国土交通省のホームページをご覧ください。

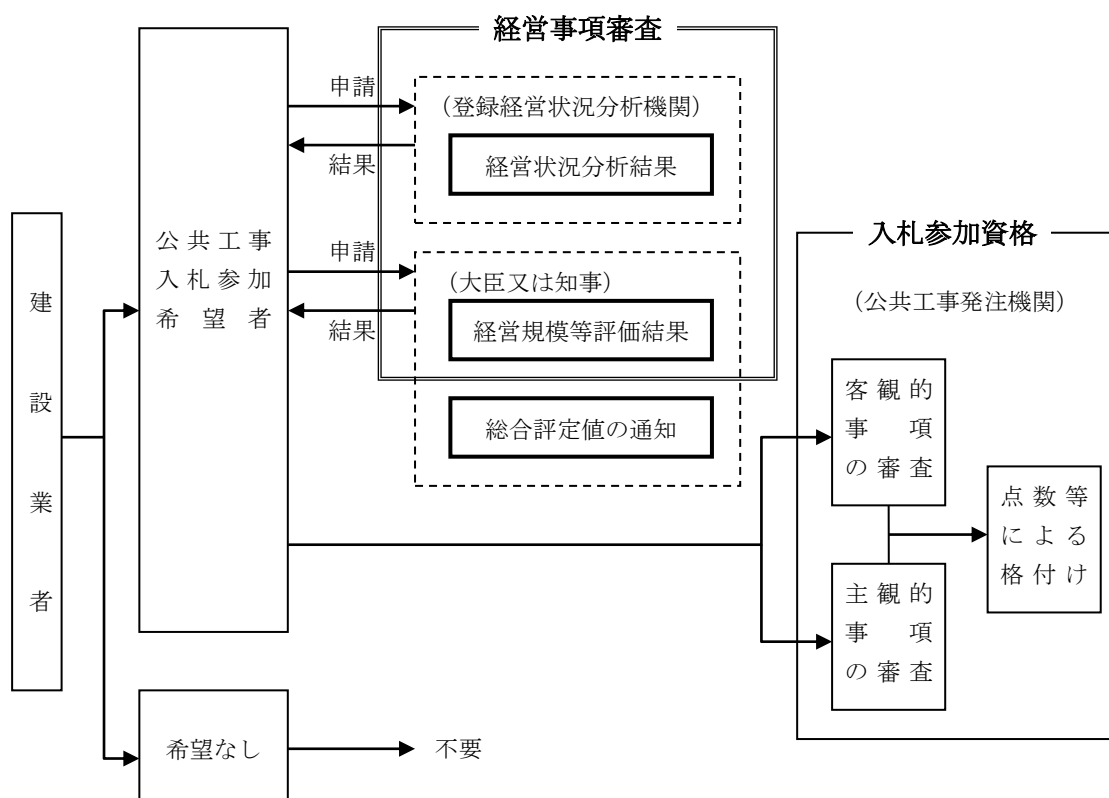
URL：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

3 総合評定値（P）の請求

建設業者は、審査行政庁（国又は県）に対して「経営規模等評価」の申請を行うと同時に「総合評定値（P）の通知」を請求することができます。総合評定値とは、「経営規模等評価（XZW）」の結果と「経営状況分析（Y）」の結果を一定の計算式により計算した数値です。（計算式： $P = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$ ）

公共工事の発注機関に入札参加資格申請を行う場合、この「総合評定値（P）の通知」を受けていることが要件とされることがあるため、経営規模等評価と同時に必ず申請するようにして下さい。

【経営事項審査等と入札参加資格審査の相関図】



4 令和5年1月1日からの経営事項審査の改正内容について

(1) その他（社会性）の項目【改正】

【改正前】

項目
W1 労働福祉の状況 ①雇用保険の加入状況 ②健康保険の加入状況 ③厚生年金保険の加入状況 ④建退共の加入状況 ⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入 ⑥法定外労災制度の加入状況
W2 建設業の営業年数
W3 防災活動への貢献の状況
W4 法令順守の状況
W5 建設業の経理の状況
W6 研究開発の状況
W7 建設機械の保有状況
W8 国際標準化機構が定めた規格による登録状況 ①ISO9001 ②ISO14001
W9 若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況
W10 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

【改正後】

項目
W1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ①雇用保険の加入状況 ②健康保険の加入状況 ③厚生年金保険の加入状況 ④建退共の加入状況 ⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入 ⑥法定外労災制度の加入状況 ⑦若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況 ⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 ⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 新設 ⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 新設
W2 建設業の営業年数
W3 防災活動への貢献の状況
W4 法令順守の状況
W5 建設業の経理の状況
W6 研究開発の状況
W7 建設機械の保有状況 拡大
W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況 ①品質管理に関する取組（ISO9001） ②環境配慮に関する取組（ISO14001、エコアクション21） 追加

再編

(2) 総合評定値の算出係数（W）【改正】

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から

現行	改正後
1,900/200	1,750/200

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（W1－9）【新設】

令和5年1月1日以降の申請から

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし（第3段階）	4
	えるぼし（第2段階）	3
	えるぼし（第1段階）	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

※取得している認定のうち、最も配点の高いものを評価（最大5点）

(4) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

(W1-10) 【新設】 令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から

- 審査基準日以前1年以内における建設キャリアアップシステム上で直接入力以外の方法により就業履歴を蓄積できる体制(建設現場でのカードリーダー設置等)の整備状況を評価。

加点点要件	配点
民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	15
全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10

※建設業許可を要しない軽微な工事(請負代金額500万円未満(建築一式工事の場合は1,500万円)の工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建築する工事)、災害協定に基づき行う災害応急対策及び既契約において発注者の指示により行う災害応急対策は対象外。

※申請時に、「民間工事を含む全ての建設工事」又は「全ての公共工事」で必要な措置実施したことを誓約する書面の提出が必要。

(5) 建設機械の保有状況(W7) 【拡大】 令和5年1月1日以降の申請から

- 土砂の運搬が可能な全てのダンプ、締固め機械、解体用機械、高所作業車(作業床の高さ2m以上)を加算対象に追加。

※ダンプとは、土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の「車体の形状」の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの。

※高所作業車とは、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第13条3項第34に規定する作業床の高さが2メートル以上のもの。

※締固め用機械・解体用機械とは、労働安全衛生法施行令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械。

(6) 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況(W8) 【追加】

令和5年1月1日以降の申請から

認定の区分	配点
ISO9001の登録	5
ISO14001の登録	5
エコアクション21の認証(追加)	3

※配点の合計は10点が上限。

※令和5年1月からの申請は、新様式で提出してください。

5 申請手順

茨城県において経営規模等評価等を申請する場合、原則として、書類の送付又は電子申請システムにより申請をして下さい。
※書類の送付又は電子申請が著しく困難な場合のみ、対面による審査の申請が可能です。（詳細は、県建設業担当HPに掲載）

① 経営状況分析

登録経営状況分析機関に、「経営状況分析」の申請を行い、経営状況分析結果通知書の交付を受けて下さい。

（ただし、総合評定値を請求しない場合は不要です。）

② - 1 書類の送付による申請

○発送方法

ア 郵送等(信書が送付できる方法に限る)

※レターパックプラスを利用した申請を推奨致します。

※郵便事故等による責任は負いかねますので、郵便による場合は書留郵便等により発送してください。

※宅配便等の利用は、申請書類のうち「確認資料」のみ可能です。

※郵便物を分けて発送する場合は、別途発送している旨メモ書きを添付してください。

発送先：〒310-8555

水戸市笠原町978-6 監理課建設業担当

※「**【申請業者名】 経営事項審査申請書在中**」と記載してください。

イ 持参 受付時間 平日9:00～11:30、13:00～16:30) 場所：県庁19階南側

※その場での審査は行いません。

ウ 電子メール アドレス：kanri4@pref.ibaraki.lg.jp

・確認資料に限り、電子メールでの提出可能

※申請書については、上記アあるいはイの方法で送付してください。

※容量が大きい場合は、県の大容量アップロードサービスをご案内できますので、アップロードサービス利用希望の旨メールしてください。

② - 2 電子申請システムによる申請

建設業許可・経営事項審査電子申請システム

〈https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html〉

を通じて申請してください。

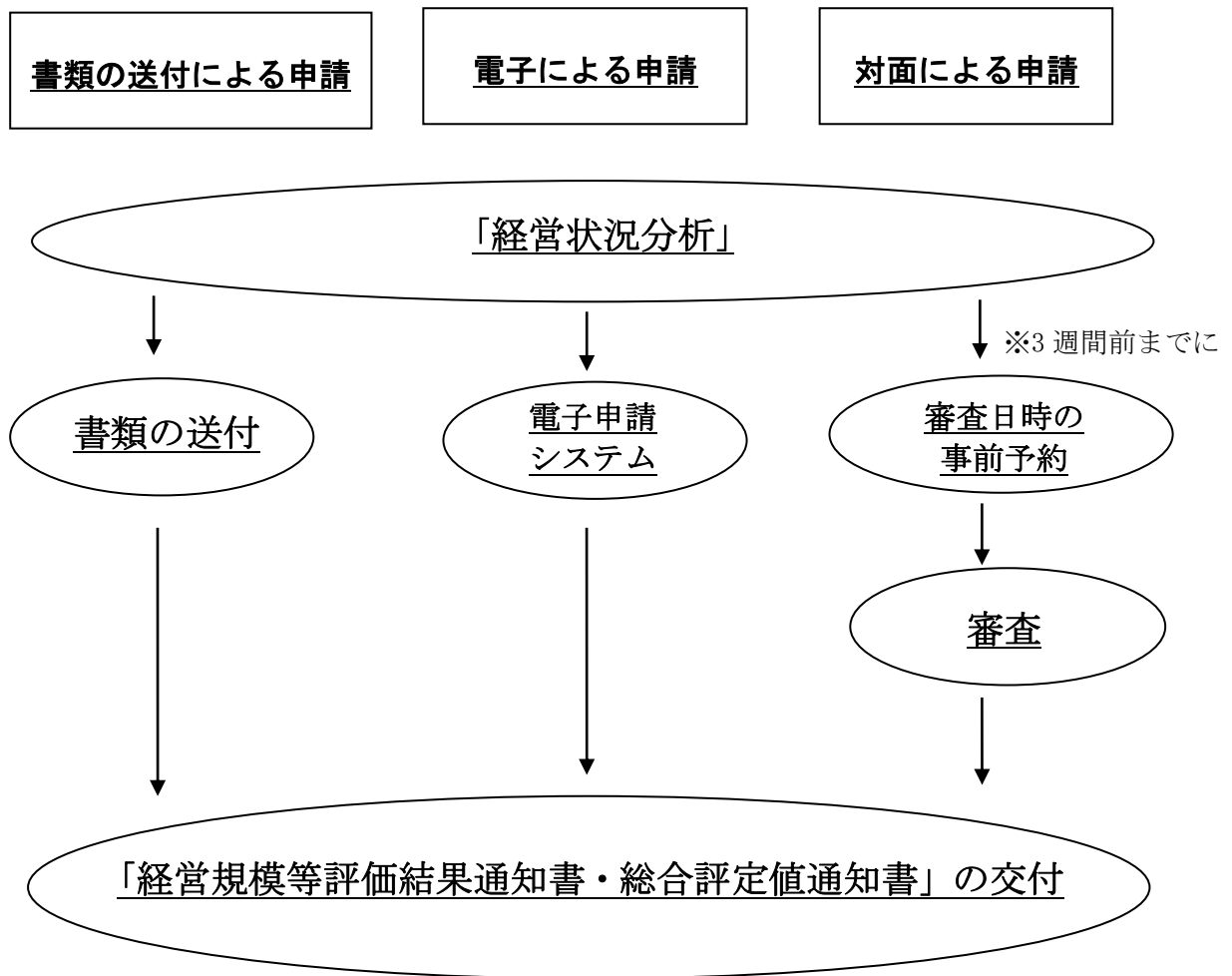
※システムを利用するにあたっては、デジタル庁が所管するGビズIDの「Gビズプライム」アカウントの取得が必要です。<https://gbiz-id.go.jp/top/>

③ 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の交付（電子申請の場合は、システム上での交付）

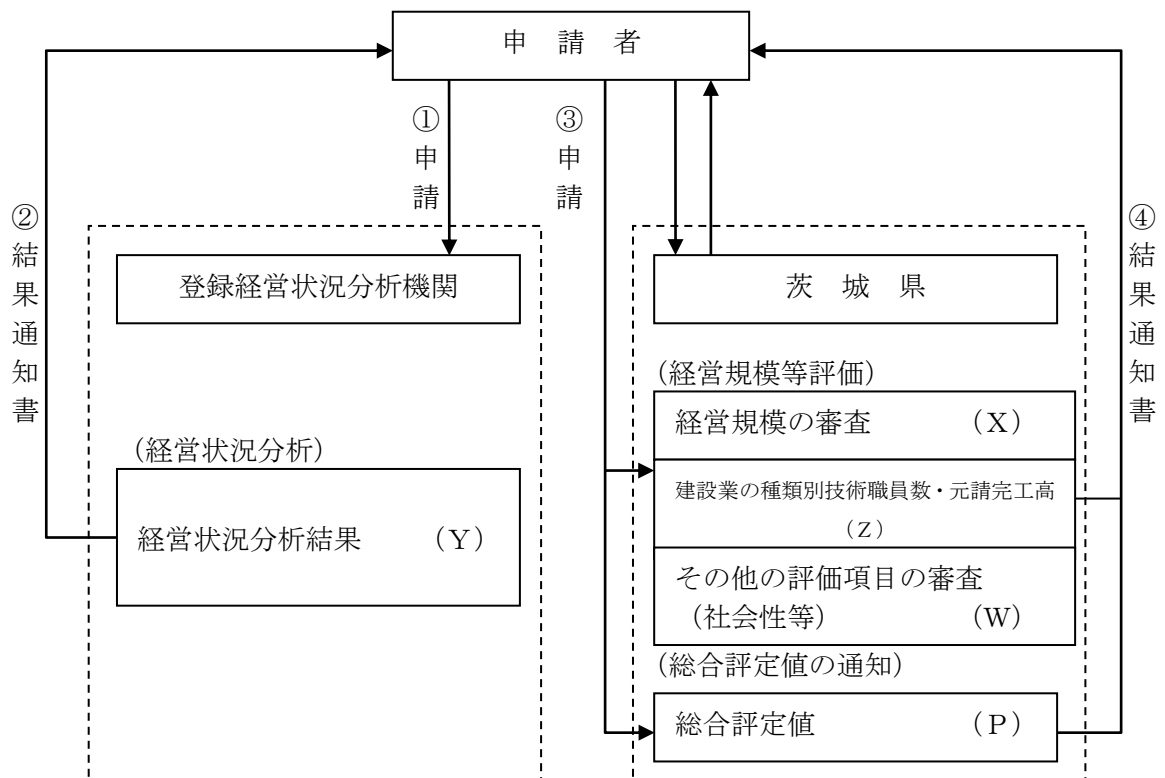
発行予定日は、結果通知書発行スケジュール表を参照

※電子申請は、書類の送付による申請より概ね2週間早く結果通知書を受け取ることが可能です。

【各申請方法の申請から結果通知までのフロー図】



【経営事項審査の流れ】



6 申請手数料について

提出する書類とともに、申請する業種に応じた所定の金額を以下のいずれか方法で納付して下さい
(電子申請の場合は、納付方法は電子納付のみになります)。

(ア) 茨城県収入証紙

(イ) 電子納付 (いばらき電子申請・届出サービスを利用した納付)

URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplayTop

システム内の検索キーワードで「経営事項審査」と検索して手続きを行ってください。

・申請手数料の額

経営規模等評価手数料 8,100 円 + 2,300 円 × 審査対象建設業業種数

総合評定値通知手数料 400 円 (※) + 200 円 × 審査対象建設業業種数

※電子申請の場合 390 円

【手数料早見表 (電子申請以外)】

審査業種数	経営規模等評価手数料	総合評定値通知手数料	手数料の合計額
1	10,400円	600円	11,000 円
2	12,700円	800円	13,500 円
3	15,000円	1,000円	16,000 円
4	17,300円	1,200円	18,500 円
5	19,600円	1,400円	21,000 円
6	21,900円	1,600円	23,500 円
7	24,200円	1,800円	26,000 円
8	26,500円	2,000円	28,500 円
9	28,800円	2,200円	31,000 円
10	31,100円	2,400円	33,500 円

【手数料早見表 (電子申請のみ)】

審査業種数	経営規模等評価手数料	総合評定値通知手数料	手数料の合計額
1	10,400円	590円	10,990 円
2	12,700円	790円	13,490 円
3	15,000円	990円	15,990 円
4	17,300円	1,190円	18,490 円
5	19,600円	1,390円	20,990 円
6	21,900円	1,590円	23,490 円
7	24,200円	1,790円	25,990 円
8	26,500円	1,990円	28,490 円
9	28,800円	2,190円	30,990 円
10	31,100円	2,390円	33,490 円

7 提出書類等について

(1) 申請書類（提出する書類）一覧

No.	提出書類名	部数	摘 要
1	経営規模等評価申請書 総合評定値請求書 (20001 帳票)	1 部	審査手数料は申請書用紙1枚目裏面（どこでも可）に証紙を貼付のこと。 ※書類の送付による申請で電子納付を希望する場合は、事前に「いばらき電子申請・届出サービス」で納付手続きの申込を行い、申し込み後に送信される「申込完了通知メール」に記載の整理番号（12桁）を申請用紙1枚目裏面に記入すること（納付の時期は、申請書類が監理課に到着した後に、審査担当者から指示します）。
2	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (20002 帳票)		
3	その他の審査項目(社会性等) (20004 帳票)		
4	技術職員名簿 (20005 帳票)		
5	経営状況分析結果通知書 (原本に限る)	1 部	総合評定値の請求をしない場合は、添付を要しない。 【電子申請の場合の注意点】 ・原則、提出不要 （システム内での認証キー入力が必要）
6	建設機械の保有状況一覧表 (建設機械様式)	1 部	0台で申請する場合は、提出不要 【電子申請の場合の注意点】 ・システム上で作成できないため、新規に作成したものを添付
7	CPD単位を取得した技術職員名簿（様式第4号）	1 部	名簿に記載する者がいない場合は、提出不要
8	技能者名簿（様式第5号）	1 部	名簿に記載する者がいない場合は、提出不要
9	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書 (様式第6号)	1 部	その他の審査項目（社会性等）の項番54が「3. 非該当」の場合、提出は不要
10	委任状	1部	行政書士に委任しない場合は、不要
11	返信用封筒	1 部	・技術職員名簿（写し）等（以下の番号11～15）がある場合は、想定される料金の切手を貼付。 ・郵送による申請の場合に限り提出。 ・封筒のサイズは任意。 ・郵便番号、住所、あて先を明記。
12	工事種類別完成工事高付表	1 部	完成工事高の業種間積み上げをおこなった場合は作成の上、提出。
13	技術職員名簿（写し） (20005 帳票)	1 部	上記4にある技術職員名簿の写し。綴らないこと。翌年以降の経審査審時にこの写し(監理課受付印有)を 提出 すること。

14	建設機械の保有状況一覧表 (写し)(建設機械様式)	1部	上記6にある建設機械の保有状況一覧表の写し。綴らないこと。翌年以降の経審受審時にこの写し(監理課受付印有)を提出すること。
15	CPD単位を取得した技術職員名簿(写し) (様式第4号)	1部	上記7にあるCPD単位を取得した技術職員名簿の写し。綴らないこと。翌年以降の経審受審時にこの写し(監理課受付印有)を提出すること。
16	技能者名簿(写し) (様式第5号)	1部	上記8にある技能者名簿の写し。綴らないこと。翌年以降の経審受審時にこの写し(監理課受付印有)を提出すること。
17	実務経験証明書 (新規掲載者のみ)	1部	上記4(技術職員名簿)の実務経験の証明が必要である者(新規掲載者、新たに業種を追加する者等)のみ提出。綴らないこと。 ※過去の経審で確認済みの実務経験証明書については提出不要ですが、追加で実務経験の証明を受ける場合は重複確認のため提出してください(写し可)。 新たに経験を追記した実務経験証明書への押印は行いません。

(注) 申請書類は1～10の順番に上部をホチキス止めした上で、綴り穴を空けてください。

(注) 電子申請の場合、申請書類11、13～16は添付不要。

◎経営事項審査に関する問い合わせはこちらまで
茨城県土木部監理課建設業担当
経審専用TEL：029-301-6342(直通)

○ チェックリストの作成について

円滑な審査の実施のため、「チェックリスト」の作成及び送付前の内容確認について御協力をお願いします。

作成したチェックリストは、申請書類とあわせて送付してください。(電子申請は任意)

(2) 申請用紙等の入手方法

茨城県土木部監理課の「建設業担当ホームページ」でダウンロードできます。

URL：<https://kennsetugyou-ibaraki.jp/download/#sp-ea-2332>

(検索エンジンで「茨城県 建設業」と入力し検索すると上位に表示されます。)

※令和5年8月1日より、(一社)茨城県建設業協会及び各支部での販売は終了しました。

(3) 確認資料について

①郵送・電子申請

必須・・・○、該当者のみ・・・△、法人のみ・・・法、個人のみ・・・個

※初めて申請する場合の注意点を下記表の最後に記載していますので必ずご確認ください。

No.	申請書 項番	提出書類名	摘 要	郵送	電子
1		経営規模等評価結果 通知書・総合評定値通 知書	・前年度のもの。 ・新規に経審を受ける場合は不要。 【電子申請の注意点】 ・前年度の経審申請が電子申請の場合は不要	○	△
2		決算変更届の控	・土木事務所に提出して間もない場合（1ヶ月程度）のみ添付。	△	△
3	31	工事請負契約書 （J V工事の場合、協 定書及び清算書も添 付が必要） （工事進行基準を導 入している場合は、工 事の進捗率を算出し た根拠資料も添付が 必要（入金書類は不可 （入金割合による完 成工事高を計上する ことができないため） ）	・基準決算の工事経歴書に記載された工事のうち、業種毎に元請・下 請関係なく金額が大きいものから上位3件（例えば、土木一式 と舗装の2業種申請の場合、土木一式3件と舗装3件の計6件分。た だし、積上げ計算を行っている場合は、その業種についても上位3件。 ）に係る契約書（契約書で工事経歴書の請負代金の額及び完成工事高 が突合できない場合は、注文書又は請求書・見積書＋預金通帳等も添付 ）。 ・新規に経審を受ける場合、又は、基準決算が12ヶ月に満たない場合、基 準決算の前期の分も添付。 ※審査の過程で内容に疑義があった場合や、経営分析機関から （茨城県に）完成工事高の異常値等について報告があった申 請者に対しては、上位3件以外の書類（工事経歴書の「その 他」に金額のみ計上されているものも含む）を追加で求める 場合があります。	○	○
4	81	一人別源泉徴収簿	・常勤性の確認が必要な技術者等（経營業務管理責任者、営業所技術者等 （※）、技術職員名簿に記載されている者、公認会計士、登録経理試験 の合格者、CPD単位を取得した技術職員名簿に記載されている者及び技 能者名簿に記載されている者）が記載されている頁のみ（<u>基準決算日を 含む2年分</u>）。 ⇒例えば、審査基準日：令和7年3月31日の場合、令和6年分と令和 7年分の当該書類を提出すること ※今回経営事項審査を受審しない業種の営業所技術者等含む	○	○
5	81	（源泉）所得税の領収 証書	・金融機関の受領日付印のあるもの （審査基準日月の分とその半年前の分） ⇒例えば、審査基準日令和7年8月31日の法人の場合、8月納付分と 2月納付分を提出すること ※電子納税の場合には、所得税徴収高計算書と納付完了の通知を印刷した もの。 ※半年毎の納付の場合は、審査対象事業年度内に納付した全ての領収証書	○	○

No.	項番	提出書類名	摘 要	郵送	電子
6	81	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	・社会保険に加入義務のない事業者のみ添付（直近のもの）。 ・建設業に従事する職員に対するもの。	個	個
7	31	法人税申告書の控	・申告書の1頁目のみ。 ※ただし、2頁以降は審査の過程で必要な場合は別途提出していただく場合があります。 ・直近1期分の財務諸表に対応するもの。決算期が12ヶ月に満たない場合は、直近24ヶ月を含むもの全て。	法	法
8	31	所得税申告書の控	・直近決算の財務諸表に対応するもの。 ・申告書の1頁目のみ。 ※ただし、2頁以降は審査の過程で必要な場合は別途提出していただく場合があります。	個	個
9	31	消費税申告書の控	・基準決算の財務諸表に対応するもの。 ・新規に経審を受ける場合、又は基準決算が12ヶ月に満たない場合は、基準決算の前期分も添付。 ・申告書の1頁目のみ。 ※ただし、2頁以降は審査の過程で必要な場合は別途提出していただく場合があります。	○	○
10	31	消費税納税証明書	・税務署発行の国税通則法施行規則別紙第9号書式その1基準決算の消費税申告書に対応するもの。 ※納付すべき金額が入っている様式。 【電子申請の注意点】 ・バックヤード連携で納税情報取得している場合は不要	○	△
11	42 43 49 50 61 62 81	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	・常勤性の確認が必要な技術者等（経營業務管理責任者、営業所技術者等（※）、技術職員名簿に記載されている者、公認会計士、登録経理試験の合格者、CPD単位を取得した技術職員名簿に記載されている者及び技能者名簿に記載されている者）が記載されている頁のみ（基準決算分）。 ※今回経営事項審査を受審しない業種の営業所技術者等含む	○	○
12	49 50 81	技術職員、技術者及び技能者の6か月超の雇用期間が確認できる書面	・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）、雇用契約書等 ※健康保険証（保険者番号及び被保険者等記号・番号は、マスキングを施すこと）でも可 ※前回の技術職員名簿に登載されている者は不要	△	△
13	49 50 81	技術職員、技術者及び技能者の生年月日が確認できる書面	・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等 ※健康保険証（保険者番号及び被保険者等記号・番号は、マスキングを施すこと）でも可 ※前回の技術職員名簿に登載されている者は不要	△	△
14	42 43 49 50 61 62 81	厚生年金保険70歳以上被用者該当届、同算定基礎届	・後期高齢者医療制度の対象者（75歳以上の者に限る）で、過去に厚生年金の被保険者期間等がある職員分。	△	△

No.	項番	提出書類名	摘 要	郵送	電子
15	49 50 81	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	・高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる場合作成。 ・常時10名以上労働者を使用する企業の場合は、併せて「継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則」も添付。 ※従来より定年を設定していない場合又は定年を延長している場合は該当しません。	△	△
16-1		建設業許可通知書	・新規に経営事項審査を申請する場合は、現在有効な許可通知書全て	△	△
16-2		許可申請書	・許可（更新含む）を受けてから間もない場合（1ヶ月程度）のみ添付。	△	△
17		変更等の届出書	・届出を行ってから間もない場合（1ヶ月程度）のみ添付。	△	△
18	49 81	資格者証等	・技術職員名簿に新規で記載する技術者又は前回から申請内容に変更があった技術者が有資格者であることを証する免状、合格証明書等。 ・講習受講「1」の場合、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了日が記載されていない場合は）監理技術者講習修了証。（前回と申請内容に変更が無くても毎年添付） ・登録基幹技能者にあつては、登録基幹技能者講習修了証。（前回と申請内容に変更が無くても毎年添付） ・CPD単位を取得した技術職員名簿（様式第4号）に新規で記載する一級・二級技士の一次検定試験に合格した者（一級・二級技士補）であることを証明する書類。 【電子申請の注意点】 ・データ連携により省略可能な場合があります。 「（5）電子申請において提出が省略できる書類について」を参照	○	△
19	81	実務経験証明書の裏付け資料	・実務経験証明書に記載された工事の裏付け資料（契約書等） 例）10年以上の実務経験 → 記入した工事のうち直近5年分 - 上記以外の実務経験 → 記入した工事の全て ・建設業法第7条第2項イ（コード番号001）に該当する技術者は、指定学科を卒業したことを証する書面（卒業証明等）を添付。	△	△
20	81	前回経審時の技術職員名簿（写）	・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。 【電子申請の注意点】 ・前年度の経審申請が電子申請の場合は不要 ※前回の申請が郵送あるいは対面の場合は必須	○	△
21	41 49 50 61 62 81	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）	・常勤性の確認が必要な技術者等（経營業務管理責任者、営業所技術者等（※）、新規で技術職員名簿に記載された技術者、公認会計士及び登録経理試験の合格者）のみ。 ※今回経営事項審査を受審しない業種の営業所技術者等含む ・省略できる場合であっても最低1人分の通知書を添付 ・「事業所別被保険者台帳照会」での代用は不可。	△	△
22	44	建設業退職金共済事業加入・履行証明	・加入している場合。	△	△

No.	項番	提出書類名	摘 要	郵送	電子
23	45	・退職手当についての規定がある労働協約又は就業規則を示す文書 ・勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体の発行する加入証明書若しくは共済契約書	・退職一時金制度を導入している場合。 ・就業規則については、労働基準監督署の受付印があるものを添付。 ・特定退職金共済制度を導入している場合には、共済の加入要件を満たすこと。	△	△
24	45	・厚生年金基金加入証明書 ・確定拠出年金（企業型）又は確定給付企業年金（基金型・規約型）を導入している場合はそれらの確認書類	・厚生年金基金加入証明書 ・確定拠出型年金（企業型）を導入している場合には、厚生労働大臣による承認通知書、建設業者と確定拠出型年金運営管理機関との間の運営管理業務の委託契約に係る契約書及び審査基準日前の直近の掛金振込に係る領収書を添付。 ・確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金への加入を証明する書面	△	△
25	46	・（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設労災互助会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との契約若しくは加入を証する書類 ・保険会社と労災保険契約をしている場合はその保険証券	・法定外労働災害補償制度に加入している場合。 ※加入証明書や保険証券に下記の要件を確認出来る契約内容（対象範囲、補償内容、補償期間）の記載が無い場合は、別に契約内容がわかるものを添付。 【要件】審査基準日時点で、次の要件を全て満たす必要があります。 ・業務災害及び通勤災害を保険給付の対象としていること ・直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員の全てを保険給付の対象としていること ・少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを保険給付の対象としていること ・すべての工事現場（J V工事及び海外工事を除く）の災害を保険給付の対象としていること	△	△
26	57	・公共機関と直接防災協定を締結している場合は、防災協定書 ・社団法人等の団体が公共機関等と防災協定を締結している場合は、当該団体発行の証明書	・防災協定を締結している場合、いずれかを添付。 ※公共機関と防災協定を締結している社団法人等の団体の構成員として防災活動に参加する者は、当該団体が発行する「申請者が防災活動に一定の役割を負っていることを証明する証明書」（審査基準日時点での証明）。	△	△
27	60	・会計監査人の設置を行っている場合、監査報告書 ・会計参与の設置を行っている場合、会計参与報告書 ・経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）	・監査報告書、会計参与報告書は該当する場合のみ。 ・経理処理の適正を確認した旨の書類は、会社の従業員で公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者、又は、1級登録経理試験に合格した者が記入してあるもの。	△	△

No.	項番	提出書類名	摘 要	郵送	電子
28	61 62	公認会計士等の数、二級登録経理試験合格者等の数を確認できる資格者証等	・資格者全員分。 ・公認会計士の場合は、公認会計士法第28条に規定する研修の受講を証明する書面 ・税理士の場合は、所属する税理士会が認定する研修の受講を証明する書面 ・登録経理士の場合は、登録経理講習の受講を確認できる書類。 ※登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から5年を経過していない場合は、登録経理試験の合格を証明する書面。 【電子申請の注意点】 ・データ連携により省略可能な場合があります。 「(5) 電子申請において提出が省略できる書類について」を参照	△	△
29	64	前回経審時の建設機械の保有状況一覧表(写)	・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。 【電子申請の注意点】 ・前年度の経審申請が電子申請の場合は不要	△	△
30	64	建設機械の保有状況を確認できる書面	・新規の場合のみ。 ・売買契約書、リース契約書(審査基準日から1年7ヶ月以上の長期契約に限る)、契約書を紛失した場合は建機メーカーが発行した販売証明書ダンプ車については、車検証等(No.32の資料)で確認できるため不要。ただし、車検証の所有者の欄で所有が確認できるものに限る	△	△
31	64	建設機械のカタログ等	・新規の場合のみ。 ・評価を受けようとする建設機械の全体像、型式、性能等が確認できる部分を抜粋(又は取扱説明書) ・カタログ、取扱説明書が入手できない場合は、当該機械の全景及び型式が識別できるように撮影した写真でも可。 ※移動式クレーン及びダンプ車については、No. 32の資料で確認できるため不要。	△	△
32	64	特定自主検査記録表等	・評価を受けようとする建設機械について、審査基準日現在で有効な以下のもの。 【移動式クレーン】 労働安全衛生法・クレーン等安全規則に規定される製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証。 【ダンプ車】 自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し ※車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」と記載のあるもの。(土砂等の運搬が制限されている車両は対象外。) 【その他の建設機械】 労働安全衛生法に規定される特定自主検査記録表。 ※新規で新車を購入した場合は、次回の特定自主検査の実施時期を証明する書類を添付のこと。	△	△
33	65 66 67	エコアクション21、ISO9001、ISO14001の登録機関の認証を証明する書類	・認定証で、認証範囲が確認できない場合は、認証の範囲が確認できる書面添付。 ※認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合は、加点になりません。	△	△

No.	項番	提出書類名	摘 要	郵送	電子
34	56	民事再生法又は会社更生法に基づく再生(更生)計画手続終結決定日が確認できる書面	・平成23年4月1日以降に民事再生(会社更生)法を適用した場合。	△	△
35	49	取得したCPD単位を証する書類	・技術職員及び技術者が、審査基準日1年間で取得したCPD単位数を証明する書類。 ・1人につき2以上のCPD認定団体によって単位の取得が認定される場合は、いずれか1つのCPD認定団体分のみ単位数として認定する(複数の団体の単位数を合算することは、不可)。	△	△
36	49	前回経審時のCPD単位を取得した技術職員名簿	・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。 【電子申請の注意点】 ・前年度の経審申請が電子申請の場合は不要	△	△
37	50	能力評価(レベル判定)結果通知書	・技能者名簿に記載のある者のうち、認定能力評価基準による評価を受けた者がいる場合に提出(前回経審時の技能者名簿(監理課受付印がある者)に記載されている内容に変更がない場合は不要。)	△	△
38	50	作業員名簿等	・技能者名簿を作成する場合のみ提出。 ・氏名、生年月日、年齢及び職種が記載された作業員名簿等(審査基準日時点で稼働している工事のうち工事名等で業種の判断が可能なものに限る)。	△	△
39	50	前回経審時の技能者名簿	・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。 【電子申請の注意点】 ・前年度の経審申請が電子申請の場合は不要	△	△
40	51 52 53	女性の職業生活における推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を取得していることが確認できる書類	・基準適合一般事業主認定通知書、基準適合事業主認定通知書等の都道府県労働局長から交付された書類。(審査基準日以前であること)	△	△
41	17	「資本性借入金」該当証明書	・資本性借入金の取扱いを受ける場合、提出。(事前に経営状況分析機関への申請が必要)	△	△

(注意)

新規に経営事項審査を申請する場合、法人については、前記確認書類のうち、No.2、3、7、9、10(個人については、No.2、3、8、9、10)の書類を、基準決算の前期の分も提出すること(「完成工事高」で3年平均を選択する場合は前々期の分も添付)。また、最初に許可を受けた時の許可通知書を添付のこと(現在の許可番号、許可の月日が異なる場合は、最初の許可通知書から現在まで全部添付)。決算期の変更があつて、3期分で36か月に満たない場合は、さらに基準決算の前々々期分等も添付すること。

【郵送の場合】

※ 確認資料については、原本が送付された場合も審査を行います。原本が一部でも含まれる場合は、審査完了後に写しで提出された他の確認資料も含めて、全て返却するので、必ず返却用の着払い伝票又は切手を貼付した返信用封筒（書留郵便等、追跡可能な方法に限る。）等を同封してください。

なお、本県では紛失・破損等の責任は一切負いかねますので、御了承の上で送付ください。

○ チェックリストの作成について

円滑な審査の実施のため、「チェックリスト」の作成及び送付前の内容確認について御協力をお願いします。

作成したチェックリストは、申請書類とあわせて送付してください。

※電子申請の場合、チェックリストの提出は任意です。

②対面の場合

必須・・・○ 該当者のみ・・・△ 法人のみ・・・法 個人のみ・・・個

No.	携行書類名	摘 要	
1	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	・前年度に送付されたもの（原本に限る）。 ・新規に経審を受ける場合は不要。	○
2	決算変更届の控	・直近2期分の決算のもの。ただし、完成工事高で「激変緩和措置（3年平均）」を用いる場合は、前々期分も提示すること（土木事務所受付済みのもの）。	○
3	工事請負契約書 （JV工事の場合、協定書及び清算書も添付が必要） （工事進行基準を導入している場合は、工事の進捗率を算出した根拠資料も添付が必要（入金書類は不可（入金割合による完成工事高を計上することができないため））	・基準決算の契約書。 （契約書で工事経歴書の請負代金の額及び完成工事高が突合できない場合は、 注文書又・請求書・見積書＋預金通帳等 も持参のこと。） ・新規に経審を受ける場合、又は、基準決算が12ヶ月に満たない場合、基準決算の前期の分も提示すること。	○
4	一人別源泉徴収簿	・職員に対するもの（基準決算日を含む2年分）。	○
5	（源泉）所得税の領収証書	・金融機関の受領日付印のあるもの（基準決算日を含む2年度分）。 ※電子納税の場合には、所得税徴収高計算書と納付完了の通知を印刷したものを提示すること。	○
6	住民税特別徴収税額の通知書 ・変更通知書	・社会保険に加入義務のない事業者のみ提示すること（直近のもの）。 ・建設業に従事する職員に対するもの。	個
7	法人税申告書の控	・直近1期分の財務諸表に対応するもの（決算書・勘定科目内訳表等も提示）。※電子納税の場合は、該当する部分を印刷して提示すること。なお、決算期が12ヶ月に満たない場合には、直近24ヶ月を含む分すべてを提示すること。	法
8	所得税申告書の控	・直近決算の財務諸表に対応するもの。 ※電子納税の場合は、該当する部分を印刷して提示すること。	個
9	消費税申告書の控	・基準決算の財務諸表に対応するもの。 ・新規に経審を受ける場合、又は、基準決算が12ヶ月に満たない場合は、基準決算の前期分も提示すること。	○
10	消費税納税証明書	・税務署発行の国税通則法施行規則別紙第9号書式その1（原本）基準決算の消費税申告書に対応するもの。※納付すべき金額が入っている様式。 ・新規に経審を受ける場合、基準決算の前期分も提示すること	○
11	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	・職員に対するもの（法人は職員数1名以上の場合、個人事業者は常時5名以上雇用の場合）。 ※原本を提示すること。	○
12	技術職員、技術者及び技能者の6か月超の雇用期間が確認できる書面	・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用) 、雇用契約書等 ※ 健康保険証 （保険者番号及び被保険者等記号・番号は、 マスキングを施すこと ）でも可 ※前回の技術職員名簿に登載されている者は不要	△

13	技術職員、技術者及び技能者の生年月日が確認できる書面	・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等 ※健康保険証(保険者番号及び被保険者等記号・番号は、マスキングを施すこと)でも可 ※前回の技術職員名簿に登載されている者は不要	△
14	厚生年金保険70歳以上被用者該当届、同算定基礎届	・後期高齢者医療制度の対象者で、過去に厚生年金の被保険者期間等がある職員分。	△
15	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	・高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる場合作成する ・常時10名以上労働者を使用する企業の場合は、併せて「継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し」も提示すること。 ※従来より定年を設定していない場合又は定年を延長している場合は該当しません。	△
16	建設業許可通知書及び許可申請書	・原本に限る。なお、許可申請書(直近のもの)及びその添付書類も提示すること。 ・新規に経審を受ける場合は、最も古い許可通知書から提示すること。(許可申請の内容について変更がある場合は、変更届も持参すること)	○
17	変更等の届出書	・原本に限る。 ・現在有効の建設業許可通知の通知日以降に経營業務の管理責任者や営業所技術者等、役員等に変更があつて届出を行っている場合は提示する。	△
18	資格者証等	・当日提出する技術職員名簿(No.4)記載の技術者のうち、有資格者にあつてはそれを証する免状、合格証明書等(写しでも可)。監理技術者資格者証、監理技術者資格者証の裏面に講習修了日が記載されていない場合は監理技術者講習修了証(写しでも可)。 ・CPD単位を取得した技術職員名簿に記載する一級・二級技士の一次検定試験に合格した者(一級・二級技士補)であることを証明する書類。	○
19	実務経験証明書 指定学科を卒業したことを証する書面(卒業証明書)	・当日提出する技術職員名簿(No.4)記載の技術者のうち、一定期間の実務経験を有することにより認められた技術者がいる場合。また、実務経験証明書に記載された工事の確認資料(契約書等)も合わせて提示すること(5年分以上)。 ・建設業法第7条第2項イ(コード番号001)に該当する技術者は、指定学科を卒業したことを証する書面(卒業証明等)を提示すること。	△
20	前回経審時の技術職員名簿(写)	・監理課の受付印があるもの ・はじめて受審する場合は不要	○
21	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)	・加入している場合、加入者全員分。 ※原本を提示すること。 ※「事業所別被保険者台帳照会」は、証明書類ではないため、雇用保険加入の確認資料とはしていない。	△
22	建設業退職金共済事業加入・履行証明	・加入している場合。	△
23	・退職手当についての規定がある労働協約又は就業規則を示す文書 ・勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体の発行する加入証明書若しくは共済契約書	・退職金一時金制度を導入している場合、いずれかを提示。 ・就業規則については、労働基準監督署の受付印があるものを提示すること。 ・特定退職金共済制度を導入する場合には、共済の加入要件を満たすこと。	△

24	・厚生年金基金加入証明書 ・確定拠出年金（企業型）又は確定給付企業年金（基金型・規約型）を導入している場合はそれらの確認書類	・厚生年金基金加入証明書 ・確定拠出型年金（企業型）を導入している場合には、厚生労働大臣による承認通知書、建設業者と確定拠出型年金運営管理機関との間の運営管理業務の委託契約に係る契約書及び審査基準日前の直近の掛金振込に係る領収書を提示すること。 ・確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金への加入を証明する書面	△
25	・（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設労災互助会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は中小企業等協同組合に基づき共済事業を営む者との契約若しくは加入を証する書類 ・保険会社と労災保険契約をしている場合はその保険証券	・法定外労働災害補償制度に加入している場合、いずれかを提示。 ※加入証明書や保険証券に下記の要件を確認出来る契約内容（対象範囲、補償内容、補償期間）の記載が無い場合は、別に契約内容がわかるものを提示すること。 【要件】審査基準日時点で、次の要件を全て満たす必要があります。 ・業務災害及び通勤災害を保険給付の対象としていること ・直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員の全てを保険給付の対象としていること ・少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを保険給付の対象としていること ・すべての工事現場（J V工事及び海外工事を除く）の災害を保険給付の対象としていること	△
26	・公共機関と直接防災協定を締結している場合、防災協定書の写し ・社団法人等の団体が公共機関等と防災協定を締結している場合は、当該団体発行の証明書	・防災協定を締結している場合、いずれかを提示する。 公共機関と防災協定を締結している社団法人等の団体の構成員として防災活動に参加する者は、当該団体が発行する「申請者が防災活動に一定の役割を負っていることを証明する証明書」（審査基準日時点での証明）を持参すること。	△
27	・会計監査人の設置を行っている場合、監査報告書 ・会計参与の設置を行っている場合、会計参与報告書 ・経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）	・監査報告書、会計参与報告書は該当する場合のみ、提示する。 ・経理処理の適正を確認した旨の書類は、会社の従業員で公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者、又は、1級登録経理試験に合格した者が記入し、その者の印が押してあるものを提示すること。	△
28	公認会計士等の数、二級登録経理試験合格者等の数を確認できる資格者証等	・資格者全員分。 ・公認会計士の場合は、公認会計士法第28条に規定する研修の受講を証明する書面 ・税理士の場合は、所属する税理士会が認定する研修の受講を証明する書面 ・登録経理士の場合は、登録経理試験の合格を証明する書面及び登録経理講習の受講を確認できる書類。 ※登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から5年を経過していない場合、受講を確認できる書類は不要。	△
29	前回経審時の建設機械の保有状況一覧表（写）	・監理課の受付印があるもの ・はじめて受審する場合は不要	△
30	建設機械の保有状況を確認できる書面の写し	・売買契約書の写し、リース契約書の写し（審査基準日から1年7ヶ月以上の長期契約に限る）、契約書を紛失した場合は建機メーカーが発行した販売証明書 - ダンプ車については、車検証等（No.32の資料）で確認できるため不要。 - ただし、車検証の所有者の欄で所有が確認できるものに限る	△

31	建設機械のカatalog等の写し	・評価を受けようとする建設機械の全体像、型式、性能等が確認できる部分を抜粋（又は取扱い説明書） ・カatalog、取扱い説明書が入手できない場合は、当該機械の全景及び型式が識別できるように撮影した写真でも可。 ※移動式クレーン及びダンプ車については、No.32の資料で確認できるため不要。	△
32	特定自主検査記録表等の写し	・評価を受けようとする建設機械について、審査基準日現在で有効な以下のものを提示 【移動式クレーン】 労働安全衛生法・クレーン等安全規則に規定される製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証の写し。 【ダンプ車】 自動車検査証及び<u>自動車検査証記録事項の写し</u> ※車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」と記載のあるもの。（土砂等の運搬が制限されている車両は対象外。） 【その他の建設機械】 労働安全衛生法に規定される特定自主検査記録表の写し。 ※新規で新車を購入した場合は、次回の特定自主検査の実施時期を証明する書類を添付のこと。	△
33	エコアクション21、ISO9001、ISO14001の登録機関の認証を証明する書類の写し	・認定証で、認証範囲が確認できない場合は、認証の範囲が確認できる書面の写しも添付 ※認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合は、加点になりません。	△
34	民事再生法又は会社更生法に基づく再生(更正)計画手続最終決定日が確認できる書面	・平成23年4月1日以降に民事再生(会社更生)法を適用した場合。	△
35	取得したCPD単位を証する書類	・技術職員及び技術者が、審査基準日1年間で取得したCPD単位数を証明する書類。 ・1人につき2以上のCPD認定団体によって単位の取得が認定される場合は、いずれか1つのCPD認定団体分のみ単位数として認定する（複数の団体の単位数を合算することは、不可）。	△
36	前回経審時のCPD単位を取得した技術職員名簿	・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。	△
37	能力評価（レベル判定）結果通知書	・技能者名簿に記載のある者のうち、認定能力評価基準による評価を受けた者がいる場合に提出（前回経審時の技能者名簿（監理課受付印がある者）に記載されている内容に変更がない場合は不要。）	△
38	作業員名簿等	・技能者名簿を作成する場合のみ提出。 ・氏名、生年月日、年齢及び職種が記載された作業員名簿等（審査基準日時点で稼働している工事のうち工事名等で業種の判断が可能なものに限る）。	△
39	前回経審時の技能者名簿	・監理課の受付印があるもの。 ・はじめて受審する場合は不要。	△

40	女性の職業生活における推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を取得していることが確認できる書面	・ 基準適合一般事業主認定通知書、基準適合事業主認定通知書等の都道府県労働局長から交付された書類。（審査基準日以前であること）	△
41	「資本性借入金」該当証明書	・ 資本性借入金の取扱いを受ける場合、提出。（事前に経営状況分析機関への申請が必要）。	△

（注意）

新規に経営事項審査を申請する場合、法人については、前記提示書類のうち、No.2、3、7、9、10、（個人については、No.2、3、8、9、10）の書類を、基準決算の前期の分も提示すること（「完成工事高」で3年平均を選択する場合は前々期の分も提示）。また、最初に許可を受けた時の許可通知書を持参のこと（現在の許可番号、許可の月日が異なる場合は、最初の許可通知書から現在まで全部持参）。決算期の変更があつて、3期分で36か月に満たない場合は、さらに基準決算の前々々期分等も提示すること。

○ チェックリストの作成について

事前に「チェックリスト（対面審査用）」により、書類を確認の上、作成したチェックリストを審査当日に持参してください。

(4) その他の注意

- ① 個人から法人へ組織替えをして、法人の決算日が未到来の場合は、個人の閉鎖決算日の翌日が審査基準日となるので、注意のこと。
(例) 令和2年7月1日法人成りで法人決算日未到来の場合、審査基準日は7月1日となり、令和2年6月30日決算と令和元年12月31日決算の2期分の提示書類が必要になる。
 - ② 「工事進行基準」を導入している場合には、今期の完成工事高に計上した分の根拠資料を持参すること。
例：今期の工事の進捗度を「原価比例法」によって求めた場合は、決算日時点での原価を算出した資料及び、工事原価総額の算出資料。
- ※「原価比例法」とは、決算日における工事進捗度を見積る方法のうち、決算日までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における工事進捗度とする方法をいいます。
- ③ 高齢者雇用安定法の継続雇用制度については、従業員の定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業者が、定年後も65歳までの継続雇用を制度化している場合が該当します。したがって、従来より定年を設定していない場合は該当しません。
 - ④ 対面経審において、合併時経審等の特殊経審を受審する予定がある場合、技術職員数が30人を超える場合や新たに掲載した技術職員数が10人を超える場合などは事前に御相談願います。
 - ⑤ 電子上で、税金の申告や納税、日本年金機構への各種手続等を行っている場合は、原則としてそれぞれの手続完了画面を印刷したものを併せて提示すること。

- ⑥ 令和7年7月1日施行の、経営事項審査上の資本性借入金の取扱いを受ける場合、県が行う経営規模等評価に申請を行う前に、経営状況分析（財務に係る審査）の段階で、定められた手順に沿って申請を行う必要があります。詳しい手順については、茨城県庁建設業担当ホームページをご覧ください。

<https://kennsetugyou-ibarakai.jp/%E7%B5%8C%E5%96%B6%E4%BA%8B%E9%A0%85%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E3%81%AE%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/>

(備考) 社会保険未加入業者への指導について

- 社会保険未加入業者への指導は引き続き実施いたします。
- 初めて社会保険未加入が確認された業者に対しては、口頭及び「申し送り書」の手交により保険加入を指導いたします。
- 指導後に社会保険担当部局に通報いたします。
- 令和2年10月1日より社会保険等への加入が建設業許可の要件に追加されたため、次回更新時までには加入しない場合、許可の更新が認められません

（５）電子申請において提出が省略できる書類について

電子申請では、下記の確認資料について、郵送申請とは異なり提出を省略することができます。

○ 技術職員の資格等を証明する資料

1. 前回経審時の技術職員名簿（写し）

前年度の経審申請が電子申請の場合は省略可能です。

※初めての電子申請の場合は必ず添付してください。

2. 技術検定の合格証明書

データ連携により、システム画面右側の資格の確認欄に「OKシステム確認済」と表示された場合は、省略可能です。ただし、実務経験が必要な場合、実務経験証明書等の添付が必要です（新規掲載者のみ）。

※データ連携が出来ない場合は、資格者証（写し）あるいは、前回経審時の技術職員名簿（写し）を添付してください。

【データ連携の対象になる資格コード】

111、212、113、11H、214、215、216、21J、21K、21L、120、12C、221、222、223、22D、127、12E、228、22F、129、12G、230、23A、131、232、133、13D、234、23E

3. 監理技術者証（表・裏面）の写し

データ連携により、システム画面右側の講習受講の確認欄に「OKシステム確認済」と表示された職員分の資料は省略可能です。

※データ連携が出来ない場合は、該当職員分の書類を提出してください。

4. その他

・「前回確認済」が資格番号に記載されている場合は、該当する書類は省略可能です。

・登録基幹技能者はデータ連携対象外のため、毎年、確認資料の添付が必要です。

○公認会計士等の数、二級登録経理試験合格者等の数を確認できる資格者証等

・氏名及び合格証明書番号を入力し、データ連携でエラーが出なかった場合省略可能です。

・データ連携が出来ない場合、人数は変更せず、データ連携できなかった氏名及び合格証明書番号を削除して、当該職員分の確認資料を添付してください。

※常勤性の確認資料の添付は必須です。

○前回の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）、前回経審時の建設機械保有状況一覧表（写し）、前回経審時のCPD単位を取得した技術職員名簿、前回経審時の技能者名簿

・前年度の経審申請が電子申請の場合は省略可能です。

※初めての電子申請の場合は必ず添付してください。

○消費税納税証明書

・国税庁とのデータ連携により納税情報を取得している場合は省略可能です。

8 全般的な留意事項

(1) 審査に当たっての留意事項

- ・ 審査について、責任をもって応答し、又は間違いを修正できる人が対応して下さい。(原則として事業主又は役員等。)
- ・ 建設業法第11条に定められている次の変更については、必ず提出日前に届出をして下さい。(対面審査の場合、提出した変更届等の控を持参して下さい。)
 - ①決算変更届
 - ②商号又は名称、代表者名、役員、営業所所在地、資本金、技術者の変更等
- ・ 経営事項審査に申請する業種(土木一式工事、建築一式工事、大工工事など29業種)は、茨城県の建設工事入札参加資格及び茨城県の共同企業体結成の際に申請できる業種となります。
- ・ 県内市町村に対し、建設工事入札参加資格申請をする場合においても、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が必要となります。
なお、県と市町村の工事規模の違いなどにより、工事毎に入札参加資格に必要な業種について、県と市町村では異なる場合があります。県と市町村の両方に入札参加資格の申請をする建設業者は、どの業種を選択して申請するか十分注意して申請して下さい。(申請者の選択であり、後日の変更は認めません。)

(2) 経営規模等評価等の結果通知について

経営規模等評価等の結果については、その審査終了後、およそ1か月後に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下、「結果通知書」)によって各申請者に対し通知します。

もし、内容に誤りを発見した場合は、その通知を受けた日から30日以内に県知事(国土交通大臣許可業者にあつては国土交通大臣)に対し、再審査等の申し立てをすることができます。ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等“申請者の責任に帰する案件”については再審査の対象とはなりません。

※審査完了票の取り扱いは、令和5年3月31日を持って終了いたしました。結果通知書を早くお求めの方は電子申請をご利用下さい。

(3) 結果通知書の公表について

茨城県では、経審の結果通知書を公表しており、茨城県庁舎1階公共事業情報センターにおいて閲覧できます(月～金曜日午前9時(水曜のみ午前10時)～午後4時まで。ただし、正午から午後1時までを除く)。

また、(一財)建設業情報管理センターのホームページにおいても閲覧できます。

URL：<http://www.ciic.or.jp/>

※(一財)建設業情報管理センターのホームページにおける公表については、茨城県知事許可業者であれば希望により停止に応じておりますので、審査基準日毎に茨城県に申請してください。申請書については、茨城県土木部監理課の「建設業担当ホームページ」からもダウンロードできます。

URL：<https://kennsetugyou-ibaraki.jp/download/#sp-ea-2332>

(検索エンジンで「茨城県 建設業」と入力し検索すると上位に表示されます。)

9 経営規模等評価等申請書の記載要領

(1) 記入上の一般的留意事項

(ア) 各申請書の で表示された枠（以下「カラム」という。）内に記入する場合には1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- ・「数字」は右詰め 例) 1 2
- ・「文字」は左詰め 例) 甲 建 設 工 業 (株)
- ・「電話番号」は左詰め 例) 0 2 9 - 3 0 1 - 4 3 3 4

(イ) 各申請者の右上「申請者」欄には、主たる営業所の所在地、商号又は名称及び代表者名又は個人の氏名を記入すること。

(2) 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001帳票）

(ア) 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、

「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、

「 地方整備局長
北海道開発局長、 「国土交通大臣 及び 「般
知事」 知事」 については、不要のものを消すこと。
特」

(イ) 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

(ウ) 太線の枠内には記入しないこと。

(エ) 0 2 「申請時の許可番号」の欄の「大臣
知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について

別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば 0 0 1 2 3 4 又は 0 1 月 0 1 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

(オ) 0 3 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。

(カ) 0 4 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和4年3月31日であれば、 0 4 年 0 3 月 3 1 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

(キ) 0 5 「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申 請 等 の 種 類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

(ク) 0 6 「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で、令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で、事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

別表（2）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

(ケ) 〇 7 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15号に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合のみ該当法人番号を記入すること。

(コ) 〇 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字や区切り符号（なかつん等）についてはフリガナは記入しないこと。

(サ) 〇 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例) (株) 甲建設
乙建設 (有))

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)

種 類	略 号
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

(シ) 1 〇 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。

(ス) 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

(セ) 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

市町村コード表

(平成20年1月31日現在)

コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名
08201	水戸市	08224	守谷市	久 慈 郡	
08202	日立市	08225	常陸大宮市	08364	大子町
08203	土浦市	08226	那珂市	稲 敷 郡	
08204	古河市	08227	筑西市	08442	美浦村
08205	石岡市	08228	坂東市	08443	阿見町
08207	結城市	08229	稲敷市	08447	河内町
08208	龍ヶ崎市	08230	かすみがうら市	結 城 郡	
08210	下妻市	08231	桜川市	08521	八千代町
08211	常総市	08232	神栖市	猿 島 郡	
08212	常陸太田市	08233	行方市	08542	五霞町
08214	高萩市	08234	鉾田市	08546	境町
08215	北茨城市	08235	つくばみらい市	北 相 馬 郡	
08216	笠間市	08236	小美玉市	08564	利根町
08217	取手市	東 茨 城 郡			
08219	牛久市	08302	茨城町		
08220	つくば市	08309	大洗町		
08221	ひたちなか市	08310	城里町		
08222	鹿嶋市	那 珂 郡			
08223	潮来市	08341	東海村		

※市町村合併により市町村コードが変わった場合は新コードで記入すること。

(ソ) 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、(セ)により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－(ハイフン)を用いて、例えば霞が関2-1-13のように記入すること。

(タ) 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

(チ) 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業(総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業)について(タ)の表の()内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

(ツ) 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算(以下「基準決算」という。)における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日(以下「直前の審査基準日」という。)の決算における自己資本の額の平均の額(以下「平均自己資本額」という。)を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。(ただし、マイナスの時は切り上げる)

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば□、□□1、234、000のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

(テ) 1 8 「利益額(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。(ただし、マイナスの時は切り上げる)

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額(2期平均)」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

(ト) 1 9 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

(ナ) 2 0 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば000001のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

(ニ) 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

別表（１）

00	国 土 交 通 大 臣	12	千 葉 県 知 事	24	三 重 県 知 事	36	徳 島 県 知 事
01	北 海 道 知 事	13	東 京 都 知 事	25	滋 賀 県 知 事	37	香 川 県 知 事
02	青 森 県 知 事	14	神 奈 川 県 知 事	26	京 都 府 知 事	38	愛 媛 県 知 事
03	岩 手 県 知 事	15	新 潟 県 知 事	27	大 阪 府 知 事	39	高 知 県 知 事
04	宮 城 県 知 事	16	富 山 県 知 事	28	兵 庫 県 知 事	40	福 岡 県 知 事
05	秋 田 県 知 事	17	石 川 県 知 事	29	奈 良 県 知 事	41	佐 賀 県 知 事
06	山 形 県 知 事	18	福 井 県 知 事	30	和 歌 山 県 知 事	42	長 崎 県 知 事
07	福 島 県 知 事	19	山 梨 県 知 事	31	鳥 取 県 知 事	43	熊 本 県 知 事
08	茨 城 県 知 事	20	長 野 県 知 事	32	島 根 県 知 事	44	大 分 県 知 事
09	栃 木 県 知 事	21	岐 阜 県 知 事	33	岡 山 県 知 事	45	宮 崎 県 知 事
10	群 馬 県 知 事	22	静 岡 県 知 事	34	広 島 県 知 事	46	鹿 児 島 県 知 事
11	埼 玉 県 知 事	23	愛 知 県 知 事	35	山 口 県 知 事	47	沖 縄 県 知 事

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

令和 2年 2月 15日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

申請しないものは消すこと。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記入しないこと。

地方整備局長
北海道開発局長
茨城県知事 殿

会社名、所在地及び代表
者名を記入する(ゴム印で
も可)。

代理人 行政書士 水戸 三郎
水戸市笠原町978-6
申請者 茨城建設(株) 代表取締役 茨城 太郎

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日		
申請時番号	02	大臣コード 08 国土交通大臣 許可(般特 02) 第 088888号		
前回の申請時番号	03	通大臣 許可(般特) 第 号		
審査基準日	04	令和 02 年 09 月 30 日		
申請等の区分	05	1		
処理の区分	06	00		
法人又は個人の別	07	(1. 法人) 2. 個人		
商号又は名称のフリガナ	08	イ バ ラ キ ケ ン セ ツ		
商号又は名称	09	茨 城 建 設 (株)		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	イ バ ラ キ タ ロ ウ		
代表者又は個人の氏名	11	茨 城 太 郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	08201		
主たる営業所の所在地	13	笠 原 町 9 7 8 - 6		
郵便番号	14	310-8555	電話番号	029-301-4334
許可を受けている建設業	15	2 2 1 2 1 2		
経営規模等評価対象建設業	16	9 9 9 9 9 9		

「08」を記入。

有効な建設業許可の最も古い年度番号を記入すること。

有効な建設業許可の最も古い許可年月日を記入すること。

許可換え新規等で前回の申請と許可番号が異なっている場合のみ記入すること。

右詰で記入し、余白のカラムを0で埋めること。

記載要領のコード表から、申請するコードを記入すること。

別表(2)の処理の種類に該当する場合のみ、コードを記入すること。

企業の単独決算の資本金額(出資総額)を記入すること。なお、申請者が個人の場合は記入しないこと。

申請者が個人の場合は記入しないこと。

処理の区分コード表の該当するコードを記入すること。

カタカナで記入し、濁音又は半濁音は1文字として記入する。法人の種類を表す略号には、フリガナを振らないこと。

法人の種類を表す略号を用いて記入すること。

カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、濁音又は半濁音は1文字として記入すること。

市区町村コードを記入すること。

市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、地番を記入すること。(※市区町村名は記入しない。)

左詰で記入し、市外局番・局番・番号はそれぞれ「-」で区切ること。

申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合「1」、特定建設業の場合「2」を記入すること。

(1. 一般)
(2. 特定)

審査対象業種には、「9」を記入すること。

「2期平均」で申請する場合は、2期平均した自己資本額を記入すること。

右詰めで記入し、千円未満は切り捨てて表示すること。

「2期平均」で申請する場合のみ記入すること。

項番
17, 18, 000 (千円) 1 (1. 基準決算
2. 2期平均)

自己資本額

基準決算
直前の審査基準日

右下の表に記載されている2期分の営業利益と減価償却実施額を足して2で除した数字を記入すること。(千円未満の端数は切り捨て、マイナスの時は切り上げ)

利益額 (2期平均) 18, 101 (千円)

利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

右詰めで記入し、基準決算における技術職員名簿の技術職員数と一致すること。

技術職員数 19, 6 (人)

千円未満の端数を切り捨てて記入すること。原則として、「経営状況分析結果通知書」に記載してある【参考値】の金額を転記する。

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
営業利益 385 (千円)	営業利益 1235 (千円)
減価償却実施額 364 (千円)	減価償却実施額 218 (千円)

登録経営状況分析機関番号 20, 0001 (例)

経営状況分析を受けた機関の名称 例：(一財) 建設業情報管理センター

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先

担当者名を記入すること。

所属等 総務課 氏名 茨城 一郎 電話番号 029-301-4334
ファックス番号 0299-301-4339

営業利益及び減価償却実施額の表示について

平成20年7月から、「経営状況分析結果通知書」に、審査対象事業年度及び、前審査対象事業年度の、「営業利益」と「減価償却実施額」の金額が参考値として記載されるようになりました。

これに伴い、申請書の「営業利益」、「減価償却実施額」の金額の確認は、原則として、「経営状況分析結果通知書」により行うことになりました。

(経営状況分析結果通知書一部抜粋)

金 額 (千円)		金 額 (千円)	
固 定 資 産		売 上 高	
流 動 負 債		売 上 総 利 益	
固 定 負 債		受 取 利 息 配 当 金	
利 益 剰 余 金		支 払 利 息	
自 己 資 本		経 常 (事 業 主) 利 益	
総 資 本 (当 期)		営 業 キャ ッ シ ュ フ ロ ー (当 期)	
総 資 本 (前 期)		営 業 キャ ッ シ ュ フ ロ ー (前 期)	

参考値

営業利益 (当期) _____

営業利益 (前期) _____

減価償却実施額 (当期) _____

減価償却実施額 (前期) _____

「参考値」の数値を、申請書の「営業利益」及び、「減価償却実施額」の欄に記載する。

(3) 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(20002帳票)

(ア) ③ ①「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。

①12か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合

自: 令和2年04月 ~ 至: 令和3年03月

②6か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合

自: 令和2年04月 ~ 至: 令和3年03月

③商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき

自: 令和2年04月 ~ 至: 令和3年03月

(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更に
より令和元年12月31日に終了した事業年度について申請するとき

自: 令和2年01月 ~ 至: 令和2年12月

④事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

自: 令和2年10月 ~ 至: 令和3年03月

⑤事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)
より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき

自: 令和2年10月 ~ 至: 令和00年00月

(イ) ③ ①「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を(ア)の例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を(ア)の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

(ウ) ③ ②「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。 ※項番16の申請業種と必ず一致させること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。

また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、③ ①で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土 木 一 式 工 事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機 械 器 具 設 置 工 事
011	プレストレストコンクリート工事	110	鋼 構 造 物 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
020	建 築 一 式 工 事	111	鋼 橋 上 部 工 事	220	電 気 通 信 工 事
030	大 工 工 事	120	鉄 筋 工 事	230	造 園 工 事
040	左 官 工 事	130	舗 装 工 事	240	さ く 井 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	し ゅ ん せ つ 工 事	250	建 具 工 事
051	法 面 処 理 工 事	150	板 金 工 事	260	水 道 施 設 工 事
060	石 工 事	160	ガ ラ ス 工 事	270	消 防 施 設 工 事
070	屋 根 工 事	170	塗 装 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
080	電 気 工 事	180	防 水 工 事	290	解 体 工 事
090	管 工 事	190	内 装 仕 上 工 事		

※工事種類別完成工事高及び元請完成工事高の記入上の注意

① 工事種類別完成工事高及び元請完成工事高は、許可を受けた建設業のうち経営規模等評価の対象とする旨申し出のあった建設業（以下「審査対象建設業」という。）に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高とし、この場合、1つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2つ以上の種類に分割又は重複計上することはできないものとする。

② 審査対象建設業が土木一式工事業又は建築一式工事業（以下「一式工事業」という。）である場合には、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申し出をしている建設業を除く）に係る建設工事の年間平均完成工事高及び元請完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高及び元請完成工事高に含めることができるものとする。

(エ) [3][3]「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

(オ) [3][4]「合計」の欄は、完成工事高においては、[3][2]及び[3][3]に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

(カ) 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば []、[] [] [1]、[2][3][4]、[0][0][0]のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

※1 審査対象建設業が4種類（プレストレストコンクリート工事、法面処理工事、及び鋼橋上部工事）も1種類に含む）を越える場合は、2枚以上の本帳票を使用する。この場合、項番33及び項番34については最終用紙に記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価する特例の利用の有無について記入すること。

※2 経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月国土交通省総合政策局建設業課長通知）

1－（1）－二の解釈について

1－（1）－二審査対象業種が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合には、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設工事（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く）に係る建設工事の年間平均完工高及び元請完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完工高及び元請完成工事高に含めることができるものとする（この場合、一式工事に含めた業種を同時に申請することはできない）。

土木一式	←	石、とび、塗装、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道
建築一式	←	大工、左官、とび、屋根、タイル、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、石、熱絶縁

注）一式工事業へ一式工事業以外の建設工事を含めた場合は、様式1号「工事種類別完成工事高付表」を作成すること。

(記載例-a)「激変緩和措置」を用いない場合
(完成工事高2年平均の場合)

(用紙A 4)
20002

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度										審査対象事業年度										計算基準の区分																					
項 番		自01年10月 至02年09月										自02年10月 至03年09月										1 (1. 2年平均) 2. 3年平均																			
31																																									
「工事の種類」「業 種コード」を必ず記 載すること。		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度										年 月～ 年 月										3年平均をとらない場合 は記入しない。										計算基準の区分は必 ず「1」か「2」を記入す ること(「3」は入らな い)。									
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		年 月～ 年 月										審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度										年 月～ 年 月																			
業 種 コード		完 成 工 事 高 (千円)										元 請 完 成 工 事 高 (千円)										完 成 工 事 高 (千円)										元 請 完 成 工 事 高 (千円)									
32010		6 10 15 16 20 25										26 30 35 36 40 45										26 30 35 36 40 45																			
工事の種類		完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
土木一式 工事		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度										審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度										審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度										審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度									
32011		6 10 15 16 20 25										26 30 35 36 40 45										26 30 35 36 40 45																			
工事の種類		完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
P C 工事		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度										審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度										審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度										審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度									
32050		6 10 15 16 20 25										26 30 35 36 40 45										26 30 35 36 40 45																			
工事の種類		完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
とび・土工・ コンクリート工事		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度										審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度										審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度										審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度									
32051		6 10 15 16 20 25										26 30 35 36 40 45										26 30 35 36 40 45																			
工事の種類		完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
法面処理 工事		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度										審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度										審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度										審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度									
33		3 5 10 13 15 20										23 25 30 33 35 40										23 25 30 33 35 40																			
工事の種類		完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
その他 工事		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度										審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度										審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度										審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度									
34		3 5 10 13 15 20										23 25 30 33 35 40										23 25 30 33 35 40																			
合 計		3 5 10 13 15 20										23 25 30 33 35 40										23 25 30 33 35 40																			
契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)																																									

工事種類別完成工事高

工事種類別元請完成工事高

項番

31

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度又は
前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度

自3年5月7日至910月

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度

年 月～ 年 月

審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度

年 月～ 年 月

審査対象事業年度

自11年13月1517月19

計算基準の区分
(1.2年平均)
2.3年平均

2枚目以降には「営業年
度」は記載しない。

業 種 コード	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)
32090	642451	1631545	2645673	3628733
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
管 工 事				
32130	672127	1623149	2699344	3638512
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
舗装 工 事				
32260	62605	161380	263086	36804
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
水道 工 事				
32				
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
工 事				
33	3785	131520	23958	333540
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
その他 工 事	審査対象業種以外の業種の 完成工事高を記入する こと。			
34	210877	1110935	283415	3315988
合 計				

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

(記載例-b)「激変緩和措置」を用いる場合
(完成工事高3年平均の場合)

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度															審査対象事業年度										計算基準の区分																																																																		
項 番		自 ³ 3 ⁵ 0 ⁷ 年1 ⁹ 0 ¹⁰ 月 至 ⁷ 0 ⁹ 2 ¹⁰ 年0 ⁹ 月															自 ¹¹ 0 ¹³ 2 ¹⁵ 年1 ¹⁷ 0 ¹⁹ 月 至 ¹⁵ 0 ¹⁷ 3 ¹⁹ 0 ¹⁹ 月										2 ¹⁹ (1. 2年平均) 2. 3年平均)																																																																
31																																																																																											
		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度															01年 10月～02年 9月										3年平均をとる場合は記 入する。										計算基準の区分は「2」を 記入する。																																																						
		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度															30年 10月～01年 9月																																																																										
業 種 コード		完 成 工 事 高 (千円)															元 請 完 成 工 事 高 (千円)															完 成 工 事 高 (千円)															元 請 完 成 工 事 高 (千円)																																												
32010		61043397															162043397															263071457															364071457																																												
工事の種類		完 成 工 事 高 計 算 表															元 請 完 成 工 事 高 計 算 表																																																																										
		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															37238															審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															37238																																												
土木一式 工事		審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度															49557															審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度															49557																																												
32011		610000000															1620000000															2630000000															3640000000																																												
工事の種類		完 成 工 事 高 計 算 表															元 請 完 成 工 事 高 計 算 表																																																																										
		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															0															審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															0																																												
P C 工事		審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度															0															審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度															0																																												

(記載例-c) 決算期を変更した場合

- ・ 3 月決算の建設業者が令和 2 年度から 1 2 月決算に変更した場合
- 【決算の推移】

決 算 期 間	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
令和2年4月1日～令和2年12月31日 (9ヶ月)	180,000	80,000
平成31年4月1日～令和2年3月31日 (12ヶ月)	280,000	120,000
平成30年4月1日～平成31年3月31日 (12ヶ月)	240,000	100,000
平成29年4月1日～平成30年3月31日 (12ヶ月)	320,000	160,000

(1) 2 期平均 (2 4 ヶ月) を採用する場合

項番
31

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は
前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度
自31年01月 至01年12月

審査対象事業年度の
「審査対象事業年度」の前年に対応
する期間(前期9ヶ月, 前々期3ヶ月)
を記載する。

31年 4月～01年12月
31年 1月～31年 3月

審査対象事業年度
自02年01月 至02年12月 1 (1.2年平均)
2.3年平均

02年 4月～02年12月
02年 1月～02年 3月

決算期を変更した場合でも, 決算日
の直前12ヶ月となるように記載する。
余白に, 申請にかかる営業年度と,
「審査対象事業年度」を12ヶ月にす
るために必要な前期決算期の月を記
載すること。

業種
コード
32090

完成工事高(千円)
6 10 15
2 7 0 0 0 0

元請完成工事高(千円)
16 20 25
1 1 5 0 0 0

工事の種類
管工事

完成工事高計算表
審査対象事業
年度の前審査
対象事業年度
280,000×9/12=210,000
240,000×3/12=60,000
審査対象事業
年度の前々審査
対象事業年度

元請完成工事高計算表
審査対象事業
年度の前審査
対象事業年度
120,000×9/12=90,000
100,000×3/12=25,000
審査対象事業
年度の前々審査
対象事業年度

上記期間に対応する完成工事高を記
入する
・前決算期の9ヵ月分
・前々決算期の3ヵ月分

完成工事高(千円)
26 30 35
2 5 0 0 0 0

元請完成工事高(千円)
36 40 45
1 1 0 0 0 0

180,000
280,000×3/12=70,000

80,000
120,000×3/12=30,000

上記期間に対応する完成工事高及び
元請完成工事高を記入する。
・基準決算分
・前決算期の3ヶ月分

年間平均完成工事高=(240,000×3/12+280,000×9/12+280,000×3/12+180000)÷2=260,000
年間平均元請完成工事高=(100,000×3/12+120,000×9/12+120,000×3/12+80000)÷2=112,500

(2) 3 期平均 (3 6 ヶ月) を採用する場合

項番
31

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は
前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度
自30年01月 至01年12月

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度
前期, 前々期, 前々々期決算年度か
ら, 24ヶ月となるように記入する。

31年 4月～01年12月
31年 1月～31年 3月
30年 4月～30年12月
30年 1月～30年 3月

審査対象事業年度
自02年01月 至02年12月 2 (1.2年平均)
2.3年平均

02年 4月～02年12月
02年 1月～02年 3月

業種
コード
32010

完成工事高(千円)
6 10 15
2 6 5 0 0 0

元請完成工事高(千円)
16 20 25
1 1 5 0 0 0

工事の種類
管工事

完成工事高計算表
審査対象事業
年度の前審査
対象事業年度
280,000×9/12=210,000
240,000×3/12=60,000
審査対象事業
年度の前々審査
対象事業年度
240,000×9/12=180,000
320,000×3/12=80,000

元請完成工事高計算表
審査対象事業
年度の前審査
対象事業年度
120,000×9/12=90,000
100,000×3/12=25,000
審査対象事業
年度の前々審査
対象事業年度
100,000×9/12=75,000
160,000×3/12=40,000

上記期間に対応する完成工事高を記
入する。

完成工事高(千円)
26 30 35
2 5 0 0 0 0

元請完成工事高(千円)
36 40 45
1 1 0 0 0 0

180,000
280,000×3/12=70,000

80,000
120,000×3/12=30,000

年間平均完成工事高=[{(320,000×3/12+240,000×9/12+240,000×3/12+280,000×9/12)÷2}×2+280,000×3/12+180000]÷3=260,000
年間平均元請完成工事高=[{(160,000×3/12+100,000×9/12+100,000×3/12+120,000×9/12)÷2}×2+120,000×3/12+80000]÷3=113,333

(記載例-d)新規法人設立の場合
(最初の決算で申請する場合)
※ただし、法人成りの場合は(記載例-c)による

法人設立年月日令和2年2月1日

決算期9月30日

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度																				審査対象事業年度										計算基準の区分									
	自00年00月 至00年00月																				自02年02月 至02年09月										1 (1.2年平均) 2.3年平均									
	審査対象事業 前審査対象事業年度																																							
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																																							

業種 コード 32010	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)									
	6100000000										16000000000										260000071457										360000071457									
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																													
	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度										審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度										審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度										審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度									

業種 コード 32011	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)									
	6100000000										16000000000										2600000000										3600000000									
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																													
	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度										審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度										審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度										審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度									

(記載例-d)新規法人設立の場合
(決算期未到来)
※ただし、法人成りの場合は(記載例-c)による

法人設立年月日令和2年5月2日

決算期未到来

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度																				審査対象事業年度										計算基準の区分									
	自00年00月 至00年00月																				自02年05月 至00年00月										1 (1.2年平均) 2.3年平均									
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の年月 はすべて「0」でうめる。																				審査対象事業年度の終了年 月は「0」でうめる。																			
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																																							

業種 コード 32010	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)									
	6100000000										16000000000										2600000000										3600000000									
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高及び元請完成工事 高も「0」を記入すること。																			
	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度										審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度										審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度										審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度									

業種 コード 32011	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)									
	6100000000										16000000000										2600000000										3600000000									
工事の種類 PC 工事	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																													
	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度										審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度										審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度										審査対象事業 年度の 前々審査 対象事業 年度									

工事種類別完成工事高付表

申請者 _____

経営規模等評価対象建設業に係る 建設工事の完成工事高（積み上げ後）	左 に 含 め る 完 成 工 事 高

※ 一式工事業に係る建設工事の完成工事高に一式工事業以外の建設業に係る
建設工事の完成工事高を加えて申し出ようとする場合に作成すること。

工事種類別完成工事高付表

申請者 _____

経営規模等評価対象建設業に係る 建設工事の完成工事高（積み上げ後）	左に含める完成工事高
（審査対象事業年度） 令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 建築一式工事 14,000 千円 うち元請 11,500 千円 （前審査対象事業年度） 平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月 建築一式工事 12,000 千円 うち元請 12,000 千円 （前々審査対象事業年度） 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月 建築一式工事 13,000 千円 うち元請 9,000 千円	建築一式工事 10,000 千円 うち元請 10,000 千円 大工工事 4,000 千円 うち元請 1,500 千円 建築一式工事 12,000 千円 うち元請 12,000 千円 大工工事 0 千円 うち元請 0 千円 建築一式工事 9,000 千円 うち元請 9,000 千円 内装工事 4,000 千円 うち元請 0 千円

※ 一式工事業に係る建設工事の完成工事高に一式工事業以外の建設業に係る
建設工事の完成工事高を加えて申し出ようとする場合に作成すること。

(4) その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）

(ア) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

- ① **[4][1]**「雇用保険加入の有無」の欄は、審査基準日において、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- ② **[4][2]**「健康保険加入の有無」の欄は、審査基準日において、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険の適用が除外される場合、又は建設国保に加入している場合は「3」を記入すること。
- ③ **[4][3]**「厚生年金保険加入の有無」の欄は、審査基準日において、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者で、かつ、従業員が4人以下であるため厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- ④ **[4][4]**「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- ⑤ **[4][5]**「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合（原則として「建設業に従事する全ての従業員」を対象とするもの）は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (6) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- ⑥ **[4][6]**「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約であって（a）及び（b）に該当するものを締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
 - (a) 当該給付が申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員も対象にするものであること。
 - (b) 当該給付が労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。
- ⑦ **[4][7]**「若手技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- ⑧ **[4][8]**「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- ⑨ **[4][9]**「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- ⑩ **[5][0]**「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下、「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であって第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。

- ⑪ **5** **1**「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- ⑫ **5** **2**「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- ⑬ **5** **3**「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- ⑭ **5** **4**「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日（令和5年8月14日以降の審査基準日に限る。）以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。

(イ) 建設業の営業継続の状況

- ① **5** **5**「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- (1) 「初めて許可（登録）を受けた年月日」の欄の記入に当たっては、初めて許可（登録）を受けた年月日を記入し、組織変更又は事業継承等が行われ、かつ前企業体と現企業体とが営業の同一性を保持していると認められた場合には前企業体の許可又は登録時を、企業の合併の経歴をもつ企業体にあつては合併前の各企業体のうち、許可又は登録年月の古い企業体の許可又は登録年月日とする。
- (2) 建設業を一時停止（建設業の許可又は登録の更新を行わず、許可又は登録の失効後無許可（登録）で営業を行っていた期間を含む。）の沿革を有する者は、その期間を「休業等期間」の欄に記入し、その期間は営業年数計の年数から控除して記入すること。
- (3) 営業年数計の計算は、1年を単位に計算することとなるので、通算して計算された営業年数に12ヶ月未満の期間がある場合は切り捨てて記入する。
- (4) 民事再生法又は会社更生法の適用を受けた場合は、再生（更生）手続終結決定により営業年数を0年にリセットし、新たにカウントする。
- ② **5** **6**「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」欄は、平成23年4月1日以降に再生（更生）手続の決定を受け、かつ、再生（更生）手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入すること。

(ウ) 防災活動への貢献の状況

- 5** **7**「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

(エ) 法令遵守の状況

- ① **5** **8**「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- ② **5** **9**「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

(オ) 建設業の経理の状況

- ① **6** **0**「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- ② **6** **1**「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。

- ③ [6][2]「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超えないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。

(カ) 研究開発の状況

[6][3]「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

(キ) 建設機械の保有状況

[6][4]「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車車検証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車車検証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。

(ク) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

- ① [6][5]「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、取得していない場合は「2」を記入すること。
- ② [6][6]「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規定により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- ③ [6][7]「ISO140001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規定により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無

健康保険加入の有無

厚生年金保険加入の有無

建設業退職金共済制度加入の有無

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

法定外労働災害補償制度加入の有無

若手技術職員の継続的な育成及び確保

新規若手技術職員の育成及び確保

CPD単位取得数

技能レベル向上者数

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

3

1

1

2

1

2

1

1

1

0

1

3

2

3

2

3

1.有、2.無、3.適用除外

1.有、2.無、3.適用除外

1.有、2.無、3.適用除外

1.有、2.無

1.有、2.無

1.有、2.無

1.該当、2.非該当

1.該当、2.非該当

1.該当、2.非該当

1.えらぼし認定（1段階目）、2.えらぼし認定（2段階目）、3.えらぼし認定（3段階目）、4.プラチナえらぼし認定、5.非該当

1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当

1.ユースエール認定、2.非該当

1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当

当該制度のうち、制度を1つ以上導入している場合は「1」を、いずれの制度も導入していない場合は「2」を記入すること。

若年技術職員の割合が15%以上の場合、「1」を記入し、それ以外は「2」を記入。

新規若年技術職員の割合が1%以上の場合、「1」を記入し、それ以外は「2」を記入。

技術職員名簿に掲載された審査基準日時点で35歳未満の若年技術職員数を記入。

新たに技術職員名簿に掲載された審査基準日時点で35歳未満の新規若年技術職員数を記入。

小数点2位以下切り捨て。

別紙2「技術職員名簿」及び様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」のCPD単位取得数の合計を記入。

別紙2「技術職員名簿」及び様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」の技術者数の合計を記入。

様式第5号「技能者名簿」の「レベル向上の有無」の欄に「○」が記載されている者の合計を記入。

様式第5号「技能者名簿」に技能者として氏名を記載した者の合計を記入。

様式第5号「技能者名簿」の「控除対象者」の欄に「○」が記載されている者の合計を記入。

技術職員数(A)

若年技術職員数(B)

若年技術職員の割合(B/A)

新規若年技術職員数(C)

新規若年技術職員の割合(C/A)

技術者数

技能者数

控除対象者数

6

2

33.3

1

16.6

11

9

15

(人)

(人)

(%)

(人)

(人)

(人)

建設業の営業継続の状況

営業年数

5

5

1

6

3

5

3

1

6

(年)

初めて許可（登録）を受けた年月日

休業等期間

備考（組織変更等）

令和

15年

1月

10日

年

か

月

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

5

6

2

3

1

2

無

再生手続又は更生手続開始決定日

再生計画又は更生計画認可日

再生手続又は更生手続終結決定日

令和

年

月

日

令和

年

月

日

令和

年

月

日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

5

7

1

3

1

無

平成23年4月1日以降に、民事再生又は会社更生法を適用し、審査基準日時点で、再生(更生)手続が完了していない場合は「1」を、それ以外は「2」を記入すること。

法令遵守の状況

営業停止処分の有無

5

8

2

3

1

2

無

指示処分の有無

5

9

2

3

1

2

無

審査基準日直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入すること。

建設業法第28条に基づく処分であり、発注者が行う指名停止措置は該当しない。

建設業の経理の状況

監査の受審状況

6

0

4

3

1

2

無

公認会計士等の数

6

1

0

0

0

5

0

(人)

二級登録経理試験合格者等の数

6

2

0

0

0

5

0

(人)

次のいずれかの要件を備えた者の人数を記入する。
①2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者
②2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者

①公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者及び税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者
②1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者
③登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者

以下の区分により記入すること。(審査基準日時点)
「1」…会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点)。
「2」…会計参与の設置を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合に加点)。
「3」…会社の従業員(常勤)で下記の者のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類(監理課建設業担当HPもしくは国交省HPに掲載)に自らの署名を付したものを提出している場合。
・公認会計士、会計士補、税理士、これらとなる資格を有する者
・1級登録経理試験の合格者
「4」…上記以外

研究開発費（2期平均）

6

3

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

(千円)

0

(千円)

0

(千円)

「監査の受審状況」欄において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入する。それ以外の場合は、「0」を記入すること。

審査基準日時点で、所有しているか長期リースしている建設機械の保有数を記入。加点は15台までだが、それ以上保有している場合でも実数を右詰めで記入。(ただし、稼動しないものは除く)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

6

4

5

3

5

(台)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無

6

5

1

3

1

無

ISO9001の登録の有無

6

6

1

3

1

無

ISO14001の登録の有無

6

7

1

3

1

無

審査基準日時点で、エコアクション21の認証又はISOの登録がなされている場合は「1」を、それ以外は「2」を記入。
※ただし、認証及び範囲が建設業に係るものでない場合及び特定の事業所単位で取得している場合は対象外

- 46 -

監査の受審状況における経理処理の適正を確認した書類として使用する。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
.....の令和 年 月 日から令和 年 月 日までの
第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処
理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しまし
た。

建設業者の商号又は名称、確認
の対象となる決算期の期間と期
を記入。

商号又は名称
所属・役職

会社の従業員（常勤）で以下の資
格を持つ者が記入。

- ① 公認会計士、会計士補、税理
士及びこれらとなる資格を有
する者
- ② 1級登録経理試験に合格した
者

氏 名

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。 取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。 貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。 売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。 市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。 時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。 その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。

	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
繰延資産	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
金銭債務	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
未成工事受入金	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。

	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上(全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。

受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

(5) 技術職員名簿（20005帳票）

(ア) この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において6ヶ月を超えて在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2業種までとする。

【参考】

建設業法第7条第2号

(イ) 学校教育法に基づく学校（大学「短大含む」・高等専門学校・高校）の指定学科を卒業後、同学科に関連する工事に関し、一定期間（大学「短大含む」3年・高等専門学校3年・高校5年以上）の実務経験を有する者（技術者資格区分コード：001）

(ロ) いずれかの建設工事に關し、10年以上の実務経験を有する者（原則として2業種まで）（技術者資格区分コード：002）

(ハ) 一定の資格（土木施工管理技士・建築士等）を有する者

建設業法第15条第2号

(イ) 国土交通大臣が定めた試験等に合格した者

(ロ) 建設業法第7条第2号イ・ロ・ハに該当する者のうち、元請で4500万円以上の工事に関して2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

(ハ) 国土交通大臣が同号イ又はロと同等の能力を有する者と認定した者。

イと同等 技術者資格区分コード：003

ロと同等 技術者資格区分コード：004

(イ) 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

(ウ) 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。

(エ) 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。

(オ) 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土 木 工 事 業	11	鋼 構 造 物 工 事 業	21	熱 絶 縁 工 事 業
02	建 築 工 事 業	12	鉄 筋 工 事 業	22	電 気 通 信 工 事 業
03	大 工 工 事 業	13	舗 装 工 事 業	23	造 園 工 事 業
04	左 官 工 事 業	14	し ゆ ん せ つ 工 事 業	24	さ く 井 工 事 業
05	と び ・ 土 工 工 事 業	15	板 金 工 事 業	25	建 具 工 事 業
06	石 工 事 業	16	ガ ラ ス 工 事 業	26	水 道 施 設 工 事 業
07	屋 根 工 事 業	17	塗 装 工 事 業	27	消 防 施 設 工 事 業
08	電 気 工 事 業	18	防 水 工 事 業	28	清 掃 施 設 工 事 業
09	管 工 事 業	19	内 装 仕 上 工 事 業	29	解 体 工 事 業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機 械 器 具 設 置 工 事 業		

(カ) 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

(キ) 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

(ク) 監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。

(ケ) 「ＣＰＤ単位取得数」の欄は、第７条の３第３号若しくは第18条の３第２項第１号に規定する者又は１級又は２級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から１年以内に取得したＣＰＤ（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるＣＰＤ単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

常勤の職員【6か月超の雇用期間があるもの】のうち、該当者について記入すること。

審査基準日時点での満年齢を記載。
※満年齢が上がるのは誕生日の前日
例:この記載例では、2名が35歳未満の若年技術職員に該当

頁
例:この記載例では、1名が新規若年技術職員に該当

技術職員名簿

申請者名 茨城建設（株）

審査基準日 令和3年9月30日

（用紙A4）
20005

右詰めで記入し、空位のカラムを0で埋めること。

項番
数81
3001
5頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	茨城 花子	H3 年 3 月 19 日	30	8 2 0 1	2 1 4	2	1 3	2 1 4	2		
2		丙川 三郎	S61 年 10 月 2 日	34	8 2 0 1	1 1 1	1	1 3	1 1 1	1	△△△△△△△△	
3	○	乙山 二郎	S54 年 10 月 1 日	41	8 2 0 9	2 6 5	2				監理技術者資格者証の交付を受けている者について記載すること。	
4		茨城 太郎	S38 年 1 月 1 日	58	8 2 0 1	1 1 3	1	0 9	2 3 0	2	○●●●●●●●	
5		甲野 一郎	S30 年 11 月 7 日	65	8 2 0 1	2 1 4	2	0 5	2 1 4	2		
6		茨城 次郎	S12 年 12 月 12 日	83	8 2 2 6	0 0 2	2					
7												
8												
9					8 2							
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18					8 2							
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												

「講習受講」の欄について

申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入すること。

① 法第15条第2号イに該当するものであること（1級国家資格者相当）

② 監理技術者資格者証の交付を受けていること

③ 審査基準日時点で、法第26条の4から6の規定による講習修了日の属する年の翌年1月1日から起算して5年を経過していないこと。

修了

1月1日

審査基準日

5年

上記①であることの証明となる資格者証の写しに加え、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写しを提示すること。

「CPD単位取得数」の欄について

取得単位 ÷ 別表（五）にあるCPD認定団体数値 × 30により算出する。

※₁小数点以下は切り捨てる。

※₂各技術者のCPD単位取得数の上限は30とする。

※₃取得単位が0の場合は、空欄とする。

※₄審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象となる。

（例1）「一般財団法人建設業振興基金」によって取得を認定された単位が「18」の場合

18（認定された取得単位） ÷ 12（別表（五）にあるCPD認定団体数値） × 30 = 45 > 30であるため、CPD単位取得数は「30」となる。

（例2）公益社団法人空気調和・衛生工学会」によって取得を認定された単位が「48」の場合

48（認定された取得単位） ÷ 50（別表（五）にあるCPD認定団体数値） × 30 = 28.8

小数点以下切り捨てのため、CPD単位取得数は「28」となる。

技術職員1人につき2業種のみ申請可

【2業種の考え方】

・1資格から2業種選択でもOK

例: 土木施工管理技士→土木、とび・土工

※この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に入力する。

・2資格から1業種ずつ選択でもOK

例: 土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木、建築

※「業種コード」「有資格区分コード」「講習受講」の3つでセットなので、空欄は作らないこと。1級の資格者以外も「講習受講」の欄は必ず記入する。

技術職員名簿が複数枚になる場合でも「通番」1～30は変更しない。

別表（四）

	コード	資格区分		資格取得後（001は指定学科卒業後）に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
					1級（5点）	2級（2点）	その他（1点）		
建設業法	001	法第7条第2号イ該当＝実務経験者	大学・短大・高専卒：3年、高卒5年 ※専門学校は該当しません				○	実務経験ある業種（電気・消防は除く）	卒業証明書、実務経験証明書
	002	法第7条第2号ロ該当＝実務経験者		10年			○		
	003	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）＝大臣認定者					○	認定書記載の業種のみ	大臣認定書
	004	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）＝大臣認定者					○		
	005	監理技術者補佐（主任技術者となる資格を有し、1級技士補である者等）			4点			監理技術者を補佐する者として配置可能な業種（主任技術者になれる業種）のみ	合格証明書、主任技術者となる資格を有していることを確認できる書類
	111	1級建設機械施工管理技士			○			土と舗	合格証明書、実務経験証明書（実務経験が必要な場合）
	212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）				○		土と舗	
	113	1級土木施工管理技士			○			土と石鋼舗しゅ塗水解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
			3年				○	左屋夕筋防絶井清	
	11H	1級土木施工管理技士補		3年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
	214	2級土木施工管理技士（土木）				○		土と石鋼舗しゅ水解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
			5年				○	左屋夕筋塗防絶井清	
	21J	2級土木施工管理技士補（土木）		5年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
	215	2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）				○		塗	
			5年				○	左と石屋夕筋しゅ防絶井水清解	
	21K	2級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）		5年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
	216	2級土木施工管理技士（薬液注入）				○		と	
			5年				○	左石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
	21L	2級土木施工管理技士補（薬液注入）		5年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
	120	1級建築施工管理技士			○			建大左と石屋夕鋼筋板ガ塗防内絶具解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
			3年				○	機水清	
	12C	1級建築施工管理技士補		3年			○	大左と石屋夕筋板ガ塗防内機絶具水清解	
	221	2級建築施工管理技士（建築）				○		建解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
			5年				○	大左と石屋夕筋板ガ塗防内機絶具水清	
	222	2級建築施工管理技士（躯体）				○		大と夕鋼筋解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
			5年				○	左石屋板ガ塗防内機絶具水清	
	223	2級建築施工管理技士（仕上げ）				○		大左石屋夕板ガ塗防内絶具	
			5年				○	と筋機水清解	

	コード	資格区分	資格取得後（001は 指定学科卒業後） に必要な実務経験 年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
				1級 （5点）	2級 （2点）	その他 （1点）		
	22D	2級建築施工管理技士補	5年			○	大左と石屋夕筋板ガ塗防内機絶具水 清解	合格証明書、実務経験証 明書（実務経験が必要な 場合）
	127	1級電気工事施工管理技士		○			電	
	12E	1級電気工事施工管理技士補	3年			○	機	
	228	2級電気工事施工管理技士			○		電	
			5年			○	機	
	22F	2級電気工事施工管理技士補	5年			○	機	
	129	1級管工事施工管理技士		○			管	
			3年			○	筋しゅ板機絶井具水清	
	12G	1級管工事施工管理技士補	3年			○	筋しゅ板機絶井具水清	
	230	2級管工事施工管理技士			○		管	
			5年			○	筋しゅ板機絶井具水清	
	23A	2級管工事施工管理技士補	5年			○	筋しゅ板機絶井具水清	
	131	1級電気通信工事施工管理技士		○			通	
	232	2級電気通信工事施工管理技士			○			
	133	1級造園施工管理技士		○			園	
			3年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
	13D	1級造園施工管理技士補	3年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
	234	2級造園施工管理技士			○		園	
			5年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
	23E	2級造園施工管理技士補	5年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解	
建築士法	137	1級建築士		○			建大屋夕銅内	免許証
	238	2級建築士			○		建大屋夕内	
	239	木造建築士			○		大	
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）		○			士と電舗しゅ園解 （ただし「解」については、解体工 事の実務経験1年以上または登録解体 工事講習の受講が必要）	登録証 ＊142、146、148、151、 153、154を選択する場 合は日本技術士会発行の登 録等証明書も添付するこ と
	*142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）		○			士と電銅舗しゅ園解 （ただし「解」については、解体工 事の実務経験1年以上または登録解体 工事講習の受講が必要）	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		○			士と	
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）		○			電通	
	145	機械・総合技術監理（機械）		○			機	
	*146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）		○			管機	
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）		○			管水	
	*148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）		○			管井水	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		○			士としゅ	
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）		○			園	
	*151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		○			士と園	
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）		○			管	
	*153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）		○			管水	
	*154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）		○			管水清	
電気工事士 法	155	第1種電気工事士			○		電	免状
	256	第2種電気工事士	3年			○		
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）	5年			○	電	資格者証
電気通信 事業法	259	電気通信主任技術者	5年			○	通	免状又は資格者証
	235	工事担任者（「第1級アナログ通信」及び「第1級デジタル通信」の両方、又は「総合通信」）＊1	3年			○		

	コード	資格区分	資格取得後（001は 指定学科卒業後） に必要な実務経験 年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
				1 級 （5 点）	2 級 （2 点）	そ の 他 （1 点）		
水 道 法	265	給水装置工事主任技術者	1 年			○	管	免状又は技術者証
消 防 法	168	甲種消防設備士			○		消	免状
	169	乙種消防設備士			○			
※職業能力 開発促進 法の規定に係 る2級技術 検定の合格 後に必要な 実務経験 は、平成1 5年度以前 に合格した 者は1年。	171	建築大工（1級）			○		大	合格者証
	271	建築大工（2級）	3 年			○		
	164	型枠施工（1級）			○			
	264	型枠施工（2級）	3 年			○		
	172	左官（1級）			○			
	272	左官（2級）	3 年			○		
	157	とび・とび工（1級）			○			
	257	とび・とび工（2級）	3 年			○		
	173	コンクリート圧送施工（1級）			○			
	273	コンクリート圧送施工（2級）	3 年			○		
	166	ウェルポイント施工（1級）			○			
	266	ウェルポイント施工（2級）	3 年			○		
	174	冷凍空調と機器施工・空調と設備配管（1級）			○			
	274	冷凍空調と機器施工・空調と設備配管（2級）	3 年			○		
	175	給排水衛生設備配管（1級）			○			
	275	給排水衛生設備配管（2級）	3 年			○		
	176	配管・配管工（1級）			○			
	276	配管・配管工（2級）	3 年			○		
	170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）			○			
	270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）	3 年			○		
	177	タイル張り・タイル張り工（1級）			○			
	277	タイル張り・タイル張り工（2級）	3 年			○		
	178	築炉・築炉工（1級）・れんが積み			○			
	278	築炉・築炉工（2級）	3 年			○		
	179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施 工			○			
	279	ブロック建築・ブロック建築工（2級）・コンクリート積みブロック施 工	3 年			○		
	180	石工・石材施工・石積み（1級）			○			
	280	石工・石材施工・石積み（2級）	3 年			○		
	181	鉄工・製罐（1級）			○			
	281	鉄工・製罐（2級）	3 年			○		
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）			○			
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）	3 年			○		
	183	工場板金（1級）			○			
	283	工場板金（2級）	3 年			○		
	184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板 金作業」（1級）			○			
	284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板 金作業」（2級）	3 年			○		

	コード	資格区分	資格取得後（001は指定学科卒業後）に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
				1級（5点）	2級（2点）	その他（1点）		
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）			○		板	合格者証
	285	板金・板金工・打出し板金（2級）	3年			○		
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）			○		屋	
	286	かわらぶき・スレート施工（2級）	3年			○		
	187	ガラス施工（1級）			○		ガ	
	287	ガラス施工（2級）	3年			○		
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工・鋼橋塗装（1級）			○		塗	
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工・鋼橋塗装（2級）	3年			○		
	189	建築塗装・建築塗装工（1級）			○			
	289	建築塗装・建築塗装工（2級）	3年			○		
	190	金属塗装・金属塗装工（1級）			○			
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）	3年			○		
	191	噴霧塗装（1級）			○			
	291	噴霧塗装（2級）	3年			○		
	167	路面標示施工			○		内	
	192	畳製作・畳工（1級）			○			
	292	畳製作・畳工（2級）	3年			○		
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）			○			
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）	3年			○		
	194	熱絶縁施工（1級）			○		絶	
	294	熱絶縁施工（2級）	3年			○		
	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）			○		具	
	295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）	3年			○		
	196	造園（1級）			○		園	
	296	造園（2級）	3年			○		
	197	防水施工（1級）			○		防	
	297	防水施工（2級）	3年			○		
	198	さく井（1級）			○		井	
	298	さく井（2級）	3年			○		
	061	地すべり防止工事	1年			○	と井	登録証
	040	基礎ぐい工事（基礎施工技士）			○		と	合格証明書又は認定書
	062	建築設備士	1年			○	電管	登録証
	063	計装	1年			○		合格証明書又は登録証
	060	解体工事施工技士			○		解	合格証明書又は登録証又は資格者証
	064	基幹技能者			3点		講習修了記載の業種のみ	講習修了証
	703	レベル3技術者			2点		認定能力評価基準ごとに決められた業種	能力評価（レベル判定）結果通知書
	704	レベル4技術者			3点			
	099	その他				○	実績経験のある業種	※2

有資格区分コード001・002・099（学校教育法による所定学科を修めた専門学校卒業者）を選択する場合は、実務経験証明書を作成してください。

*1 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を終了した者及び総務大臣の認定を受けたものに限られます。

*2 専門学校卒業の方は卒業証明書、高度専門士・専門士の方は称号が確認できる証明書もご用意下さい。

技術職員は雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を言うため、労務者・アルバイト・嘱託等は技術職員名簿に記載できません。

「講習受講」の加点対象者は、1級国家資格者担当（法第15条第2号イに該当する者）の監理技術者であり、表の1級（5点）の資格者のみ該当し、それ以外（2級及びその他）の監理技術者は加点されません。

別表（五）

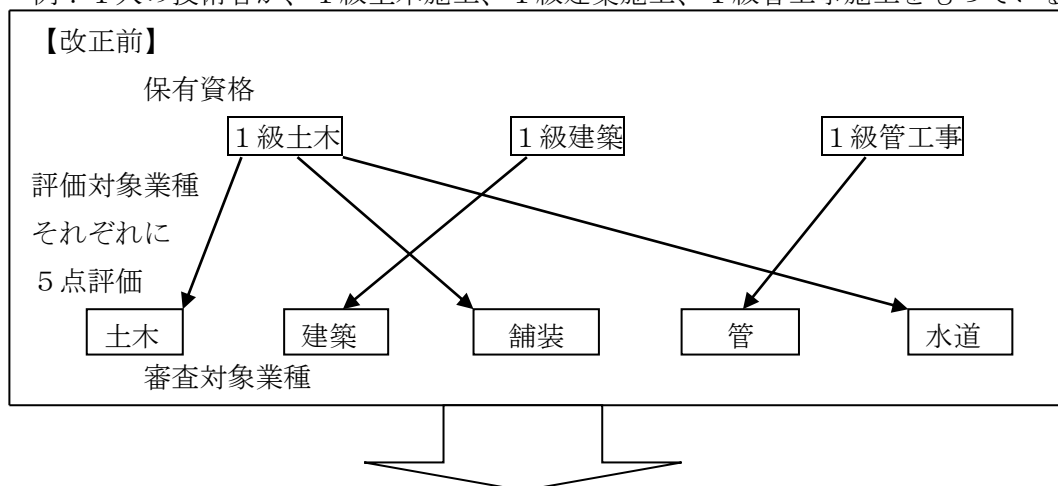
区分	CPD認定団体	CPD認定団体数値
(1)	公益社団法人 空気調和・衛生工学会	50
(2)	一般財団法人 建設業振興基金	12
(3)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	50
(4)	一般社団法人 交通工学研究会	50
(5)	公益社団法人 地盤工学会	50
(6)	公益社団法人 森林・自然環境技術教育研究センター	20
(7)	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会	50
(8)	一般社団法人 全国測量設計業協会連合会	20
(9)	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会	20
(10)	一般社団法人 全日本建設技術協会	25
(11)	土質・地質技術者生涯学習協議会	50
(12)	公益社団法人 土木学会	50
(13)	一般社団法人 日本環境アセスメント協会	50
(14)	公益社団法人 日本技術士会	50
(15)	公益社団法人 日本建築士会連合会	12
(16)	公益社団法人 日本造園学会	50
(17)	公益社団法人 日本都市計画学会	50
(18)	公益社団法人 農業農村工学会	50
(19)	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	12
(20)	公益社団法人 日本建築家協会	12
(21)	一般社団法人 日本建設業連合会	12
(22)	一般社団法人 日本建築学会	12
(23)	一般社団法人 建築設備技術者協会	12
(24)	一般社団法人 電気設備学会	12
(25)	一般社団法人 日本設備設計事務所協会連合会	12
(26)	公益財団法人 建築技術教育普及センター	12
(27)	一般社団法人 日本建築構造技術者協会	12

技術職員について

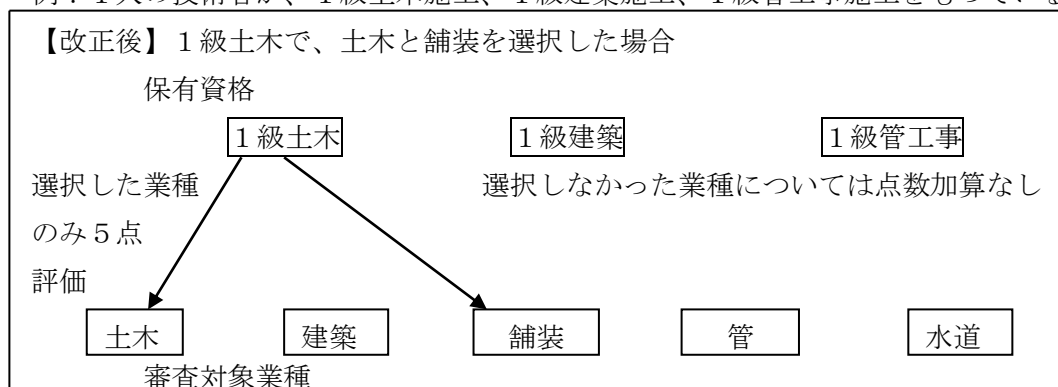
2業種限定の考え方

平成20年4月の改正において、Z点に関わる技術者の複数業種における重複カウントを1人2業種までに限定した。2業種限定の考え方は以下のとおり。

例：1人の技術者が、1級土木施工、1級建築施工、1級管工事施工をもっている場合



例：1人の技術者が、1級土木施工、1級建築施工、1級管工事施工をもっている場合



改正後は、審査対象業種の中から任意の2つを選ぶことができる。1つの資格から2つ選択してもかまわないし、2つの資格からそれぞれ1つずつ選択してもかまわない。(あくまで、経審の審査対象業種の中から、2つ選択するのであって、許可業種からではない。また、1人の技術者が、2つの資格で、同じ業種を選ぶことはできない。)

なお、重複評価が制限されるのは、経営事項審査に係る評価であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格をもっていれば、複数の業種で監理技術者等になれるものである。

登録基幹技能者制度の創設について

建設産業において生産性の向上、品質の確保を図るため、建設現場において中核的役割を担う基幹技能者を新たに「建設業法施行規則」に位置づけ、登録基幹技能者講習について規定されることとなった。

また、「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」において、技術力の審査項目に登録基幹技能者講習修了者が追加された（3 点）。

1 建設業法施行規則において定められる事項

- (1) 登録基幹技能者講習を行う者の国土交通大臣への登録について、要件及び申請書の記載事項について規定
- (2) 登録基幹技能者講習の運営について、講習実施に係る義務等について規定
- (3) 登録基幹技能者講習を行う者に対する監督について、国土交通大臣による適合命令等について規定

2 基幹技能者の経営事項審査での加点について

基幹技能者が、経営事項審査で加点されるためには、国土交通大臣の認定した団体が実施する講習を受講し、審査基準日において講習修了証が有効でなければなりません。

認定団体は、以下の表のとおりです。講習については、各講習実施団体へお問い合わせください。

（登録基幹技能者講習団体一覧）

（令和 2 年 3 月現在）

登録 番号	氏名又は名称	種目	登録日
1	(一社)日本電設工業協会	登録電気工事基幹技能者	H20.5.13
2	(一社)日本橋梁建設協会	登録橋梁基幹技能者	H20.7.17
3	(一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会	登録造園基幹技能者	H20.7.17
4	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	登録コンクリート圧送基幹技能者	H20.7.18
5	(一社)全国防水工事業協会	登録防水基幹技能者	H20.8.19
6	(一社)日本トンネル専門工事業協会	登録トンネル基幹技能者	H20.9.1
7	(一社)日本塗装工業会	登録建設塗装基幹技能者	H20.9.1
8	(一社)日本左官業組合連合会	登録左官基幹技能者	H20.9.1
9	(一社)日本機械土工協会	登録機械土工基幹技能者	H20.9.17
10	(一社)日本海上起重技術協会	登録海上起重基幹技能者	H20.9.19
11	(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会	登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	H20.9.30

12	(公社)全国鉄筋工事業協会	登録鉄筋基幹技能者	H20.9.30
13	全国圧接業協同組合連合会	登録圧接基幹技能者	H20.9.30
14	(一社)日本型枠工事業協会	登録型枠基幹技能者	H20.9.30
15	(一社)日本空調衛生工事業協会 全国管工事業協同組合連合会 (一社)日本配管工事業団体連合会	登録配管基幹技能者	H20.10.16
16	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会	登録鳶・土工基幹技能者	H20.12.12
17	ダイヤモンド工事業協同組合	登録切断穿孔基幹技能者	H20.12.12
18	(一社)全国建設室内工事業協会 日本室内装飾事業協同組合連合会 日本建設インテリア事業協同組合連合会	登録内装仕上工事基幹技能者	H20.12.26
19	(一社)建築開口部協会 (一社)日本サッシ協会	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	H21.2.13
20	(公社)日本エクステリア建設業協会	登録エクステリア基幹技能者	H21.3.5
21	(一社)日本建築板金協会	登録建築板金基幹技能者	H21.3.5
22	日本外壁仕上業協同組合連合会	登録外壁仕上基幹技能者	H21.4.28
23	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会	登録ダクト基幹技能者	H21.4.28
24	(一社)日本保温保冷工業協会	登録保温保冷基幹技能者	H21.11.27
25	(一社)日本グラウト協会	登録グラウト基幹技能者	H21.11.27
26	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会	登録冷凍空調基幹技能者	H22.3.25
27	(一社)日本運動施設建設業協会	登録運動施設基幹技能者	H22.3.25
28	(一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会	登録基礎工基幹技能者	H23.12.16
29	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会	登録タイル張り基幹技能者	H24.7.26
30	(一社)全国道路標識・標示業協会	登録標識・路面標示基幹技能者	H24.10.29
31	(一社)消防施設工事協会	登録消火設備基幹技能者	H25.7.3
32	(一社)全国中小建築工事業団体連合会	登録建築大工基幹技能者	H26.1.27
33	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	登録硝子工事基幹技能者	H27.1.22
34	(一社)ALC 協会	登録 ALC 基幹技能者	R1.5.27
35	(一社)日本機械土工協会	登録土工基幹技能者	R1.8.5

36	(一社)日本ウレタン断熱協会	登録ウレタン断熱基幹技能者	R3.5.10
37	(一社)日本発破・破碎協会	登録発破・破碎基幹技能者	R3.5.10
38	(一社)全国建築測量協会	登録建築測量基幹技能者	R3.10.6
39	(公社)全国解体工事業団体連合会	登録解体基幹技能者	R4.2.14
40	(一社)全国圧入協会	登録圧入工基幹技能者	R4.4.19
41	(一社)送電線建設技術研究会	登録送電線工事基幹技能者	R4.7.26
42	(一社)全国さく井協会	登録さく井基幹技能者	R4.7.26
43	(一社)日本建設あと施工アンカー協会	登録あと施工アンカー基幹技能者	R5.3.22
44	(一社)日本計装工業会	登録計装基幹技能者	R5.11.1
45	(一社)全国建設発生土リサイクル協会	登録土質改良基幹技能者	R6.8.8
46	(公社)日本推進技術協会	登録都市トンネル基幹技能者	R6.8.8
47	日本圧気技術協会	登録潜函基幹技能者	R6.8.26

登録基幹技能者講習修了証

(表面)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証	
写 真	修了証番号 第 号
	氏名 (生年月日 年 月 日)
	実務経験を有する建設業の種類： 工事業
	この者は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 2 号 の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 この者は、(建設業の種類) について、建設業法第 26 条第 1 項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。
	修了年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日
	(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印 (登録番号 第 番)

加点に際しては講習修了証が審査基準日
において有効であることが必要

(裏面)

備考

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同等以上の耐久性を有するものとする。

様式第4号

一級・二級技士の一次検定試験に合格した者(一級・二級技士補)で該当者のみ記載する。
該当がない場合は不要。

(用紙A4)
月 日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	茨城 太郎	平成8年10月3日	
2	茨城 花子	平成8年10月4日	
3	水戸 次郎	平成8年10月5日	
別紙二「技術職員名簿」のCPD単位取得数と同様に算出する。 取得単位 ÷ 別表(五)にあるCPD認定団体数値 × 30により算出する。 ※₁小数点以下は切り捨てる。 ※₂各技術者のCPD単位取得数の上限は30とする。 ※₃取得単位が0の場合は、空欄とする。 ※₄審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象となる。			
			①様式第4号に記載したCPD単位の合計を記入
			②別紙二「技術職員名簿」のCPD単位取得数の合計を記入
上記技術者が取得したCPD単位の合計(①)			
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計(②)			
CPD単位総計(①+②)			
			①と②の合計を記入

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

該当者がいる場合のみ記載。

(用紙A4)
令和 年 月 日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	山田 太郎	S63年2月10日	R元年4月20日		
認定能力評価基準により評価を受けている場合は、能力評価(レベル判定)結果通知書に記載されている通知日等を記入。					
2	山田 次郎	S63年2月10日	R2年6月10日	○	
「レベル向上の有無」の欄に「○」を記入した場合は、「評価日」が審査基準日の3年以内の日となる。					
3	山田 四郎	S63年2月10日	H29年12月25日		○
控除対象」の欄に「○」を記入した場合は、「評価日」が審査基準日の3年前の日以前となる。					
合計	3(人)			1(人)	1(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。

該当する場合のみ記載。

様式第6号

(用紙A4)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

審査対象事業年度

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

【注意】

建設キャリアアップシステムから出力できる帳票2-3等を追って提出を求める場合があります。

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者ID

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所
商号又は名称
代表者氏名

申請区分

☐

(1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要なものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の（十）に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

参考

○審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施 15 点	
例	・ 民間工事と公共工事の全てで該当措置を実施 ・ (公共工事を1件も受注していない場合) 民間工事の全てで該当措置を実施 ・ (民間工事を1件も受注していない場合) 公共工事の全てで該当措置を実施
○審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施 10 点	
例	・ 民間工事の全てで該当措置を実施せず、公共工事の全てで該当措置を実施 ・ 民間工事の一部で該当措置を実施せず、公共工事の全てで該当措置を実施
非該当	
例	・ 審査対象工事が1件もない(元請はなく、下請工事のみを受注している) 場合
審査対象工事とは、対象期間(審査基準日以前1年以内)に元請として契約した工事(変更契約は除く)すべてのことを指しますが、日本国内以外で施工する工事、建設業法施行令で定める軽微な工事(例 500万円未満の舗装工事)、災害応急工事は除きます。 (注) 完成(予定)日が対象期間外でも対象期間中に契約した工事は、対象工事になります。	
【必要な措置の実施とは】 CCUS上で現場・契約情報の登録し、建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいいます。 【直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制を整備とは】 就業履歴データ登録標準API連携認定システムをCCUSと連携し、かつ、審査対象建設工事に従事する者が自身の就業履歴を蓄積するにあたって支障のない範囲内に対応するカードリーダー等の就業履歴蓄積装置を配置、利用方法を周知することをいいます。	

実務経験証明書について

- ・ 一定期間の実務経験を有する技術者がいる場合は、実務経験証明書を提示する。
- ・ 特に、二種電気工事士や職業能力開発法に基づく2級の資格等を取得した場合、資格取得後1～5年の実務経験が必要であり、この期間の実務経験証明書の提示を要する。
- ・ 建設業法第7条第2項イ（資格区分コード：001）に該当する技術者については、指定学科を卒業したことを証する書面（卒業証書等）を提示する。
- ・ 電気と消防については、原則として実務経験は認めない。
- ・ 計装業務の実務経験のみでは、電気の技術者とは認めない。

※実務経験証明書の作成

- ① 「実務経験」とは、29業種の建設工事における技術上の経験であり、施工を指揮監督した経験、建設機械の作業等により実際に工事の施工に携わった経験、及びこれらの技術を習得するための見習い中の技術的経験等を示す。
また、受注者としての経験に限られるものではないため、注文者側においての設計に従事した経験や現場監督技術者としての経験も含まれる。
ただし、工事現場の単なる雑務や事務系の仕事に関する経験は、実務経験とは見なさない。
- ② 実務経験証明書には、1人1業種分を記載すること。複数の業種の経験を証明する場合（原則として1人2業種まで）は、別用紙に記載すること。
ただし、2業種の実務経験を認定する場合、実務経験期間の重複は認められない。
- ③ 証明者は、当該建設業の代表者とする。
- ④ 「最終学歴（学校・学科）又は実務経験を有する資格名」欄は、必要な実務経験の年数を確認するものであるため、最終学歴の学校名、学科名、卒業年月日（建設業法第7条（イ）、（ロ）該当者）又は実務経験を必要とする資格取得者の資格交付日（建設業法第7条（ハ）該当者）を記載すること。
- ⑤ 「実務経験の内容」欄は、1営業年度に1件を目安に工事名を書くこと。記入した工事名の裏付け資料（契約書・注文書・請求書・領収書・工事日報・発注証明等）を提示すること。
 - ・ 10年以上の実務経験者の場合→記入した工事のうち5年分以上の裏付け資料を提示
 - ・ 上記以外の実務経験者の場合→記入した工事のすべての裏付け資料を提示
- ⑥ 「実務経験年数」欄は、直近の基準決算から遡って、必要な経験年数の期間に至るまで記載すること。ただし、必要な経験年数の古い経験から順に記入すること。
- ⑦ 「従事した立場」欄は、「現場施工」「主任技術者補佐」「主任技術者（ただし、必要な期間を経験した者のみ）」等、現場従事の立場を記載すること。
- ⑧ 「勤務先名」は、該当する実務を経験した勤務先の名称を記載すること。
- ⑨ 実務経験により許可上の専任技術者となっている場合でも、経審では実務経験証明書の添付を要する。その場合、工事名の裏付け資料は省略できる。

【記載例1】高校の指定学科を卒業後、5年間の実務経験の場合（法第7条（イ）該当）

本件責任者：氏名	水戸 太郎	連絡先	029-301-4334
担 当 者：氏名	茨城 三郎	連絡先	029-111-1111

監理課受付欄

実 務 経 験 証 明 書 (審査基準日 令和元年10月31日) 茨城県知事 殿 令和2年2月21日 証明者 水戸市笠原町978-6 水戸建設(株) (代)水戸 太郎 下記の者の 土木一式 工事に関する実務経験は、 下記のとおりでであることを証明します。				
技術者の氏名	笠原 一郎	生年月日	明治 大正 33年 8月 9日 昭和	最終学歴(学校・学科)又は実務経験を有する資格名 水戸農業高校 農業土木科(昭和53年3月1日卒)
実務経験の内容		実務経験年数	従事した立場	勤務先
1	国補道改〇号道路改良工事他	平成25年11月～26年10月まで	主任技術者補佐	水戸建設(株)
2	農業集落排水事業管路施設工事他	平成26年11月～27年10月まで	〃	〃
3	国補道改〇号道路改良工事他	平成27年11月～28年10月まで	〃	〃
4	国道〇〇号〇〇共同溝その〇工事他	平成28年11月～29年10月まで	〃	〃
5	〇〇排水機場土木工事他	平成29年11月～30年10月まで	〃	〃
6				
7				

【記載例2】資格取得後一定の年数の実務経験を必要とする場合（法第7条（ハ）該当）

本件責任者：氏名	水戸 太郎	連絡先	029-301-4334
担 当 者：氏名	茨城 三郎	連絡先	029-111-1111

監理課受付欄

実 務 経 験 証 明 書 (審査基準日 令和元年9月30日) 茨城県知事 殿 令和2年1月16日 証明者 水戸市笠原町978-6 水戸電気工業(株) (代)水戸三郎 下記の者の 電 気 工事に関する実務経験は、 下記のとおりでであることを証明します。 ※第二種電気工事士の場合、資格取得後3年の実務経験が必要				
技術者の氏名	吉田 拓朗	生年月日	明治 大正 43年 5月 5日 昭和	最終学歴(学校・学科)又は実務経験を有する資格名 第二種電気工事士 平成6年10月1日
実務経験の内容		実務経験年数	従事した立場	勤務先
1	〇〇邸電気引込線工事他	平成27年10月～28年9月まで	主任技術者補佐	〇〇電工
2	〇〇小学校〇〇棟照明設備工事他	平成28年10月～29年9月まで	〃	水戸電気工業
3	〇〇工場構内電気設備工事他	平成29年10月～30年9月まで	〃	〃
4				
5				
6				
7				

【記載例3-1】10年以上の実務経験を要する場合（法第7条（ロ）該当）

本件責任者：氏名	林 喜一	連絡先	029-301-4334
担 当 者：氏名	林 太郎	連絡先	029-111-1111

監理課受付欄

実 務 経 験 証 明 書 (審査基準日 令和元年11月30日)				
茨城県知事 殿		令和2年3月14日		
下記の者の 内装 工事に関する実務経験は、 下記のとおりであることを証明します。		証明者 水戸市笠原町978-6 笠原工業(有) (代)林 喜一		
技術者の氏名	菅原 文太	生年月日	明治 大正 30年 1月 8日 昭和	最終学歴(学校・学科)又は実務経験を有する資格名 〇〇工学専門学校建築科 昭和51年3月20日卒
実務経験の内容		実務経験年数	従事した立場	勤務先
1	〇〇マンション インテリア工事他	平成20年12月～21年11月まで	現場施工	〇〇美装
2	〇〇ゴルフクラブクラブハウス内装工事他	平成21年12月～22年11月まで	〃	〃
3	〇〇邸床仕上げ及び壁クロス貼り工事他	平成22年12月～23年11月まで	〃	〇〇インテリア
4	〇〇中学校 防音工事他	平成23年12月～24年11月まで	主任技術者補佐	〃
5	〇〇市役所庁舎天井仕上げ工事他	平成24年12月～25年11月まで	〃	〃
6	〇〇邸ふすま、畳工事他	平成25年12月～26年11月まで	〃	笠原工業
7	〇〇工場内装間仕切り工事他	平成26年12月～27年11月まで	〃	〃
8	〇〇リゾートマンションインテリア工事他	平成27年12月～28年11月まで	〃	〃
9	〇〇会社床仕上げ工事他	平成27年12月～28年11月まで	〃	〃
10	〇〇小学校音楽室防音工事他	平成29年12月～30年11月まで	〃	〃
11				

※学校教育法第1条に掲げる学校(大学「短大含む」・高等専門学校・高等学校・中等教育学校)以外の専修学校(いわゆる専門学校)及び各種学校の卒業者は10年の実務経験を要する。

【記載例3-2】10年以上の実務経験を要する場合（法第7条（ロ）該当）

本件責任者：氏名	林 喜一	連絡先	029-301-4334
担 当 者：氏名	林 太郎	連絡先	029-111-1111

監理課受付欄

実 務 経 験 証 明 書 (審査基準日 令和元年8月31日)				
茨城県知事 殿		令和2年4月22日		
下記の者の とび土工 工事に関する実務経験は、 下記のとおりであることを証明します。		証明者 水戸市笠原町978-6 笠原造園土木(有) (代)笠井 公平		
技術者の氏名	高倉 健二	生年月日	明治 大正 39年 1月 1日 昭和	最終学歴(学校・学科)又は実務経験を有する資格名 〇〇高校 普通科 昭和58年3月1日卒
実務経験の内容		実務経験年数	従事した立場	勤務先
1	〇〇邸 外構工事他	平成20年9月～21年8月まで	現場施工	笠原造園土木(有)
2	〇〇農道整備工事(土工事)他	平成21年9月～22年8月まで	〃	〃
3	〇〇市〇〇地区道路改良工事(土工事)他	平成22年9月～23年8月まで	〃	〃
4	〇〇護岸災害復旧工事他	平成23年9月～24年8月まで	〃	〃
5	市単水路第〇号〇〇地区下水工事他	平成24年9月～25年8月まで	〃	〃
6	県単交安第〇号交通安全施設工事他	平成25年9月～26年8月まで	〃	〃
7	平成〇年度〇〇農道道路安全施設工事他	平成26年9月～27年8月まで	〃	〃
8	〇〇公園フェンス設置工事他	平成27年9月～28年8月まで	主任技術者補佐	〃
9	〇〇中学校グラウンド排水路改修工事他	平成28年9月～29年8月まで	〃	〃
10	〇〇邸住宅基礎工事他	平成29年9月～30年8月まで	〃	〃
11				

建設機械の保有状況一覧表

許可番号： 第 号

商号又は名称：

基準決算日： 年 月 日

通番	建設機械の種類	メーカー名	型式	所有又はリースの状況	取得日 又はリース期間		検査実施等年月日 (審査基準日時点で有効なもの)
					取得日	リース期間	
1						～	
2							
「建設機械の種類」の欄には、ショベル系掘削機の場合は「ショベル」、ブルドーザーの場合は「ブル」、トラクターショベルの場合は「トラ」、モーターグレーダーの場合は「グレーダー」、ダンプ車の場合は「ダンプ」、移動式クレーンの場合は「クレーン」、高所作業車の場合は「高所作業車」、締固め用機械の場合は「締固め用機械」、解体用機械の場合は「解体用機械」と記載する。		「所有又はリース」の欄には、該当する方を記載する。			リース期間が、審査基準日から起算して1年7か月以上の長期契約のものを記載する。		
						検査実施年月日は、審査基準日時点で有効なものを記載する。 ・特定自主検査：審査基準日前1年以内のもの（記載要領等1－①、④、⑤、⑥） ・移動式クレーン検査証：審査基準日が有効期限内のもの※（記載要領等1－③） ・自動車検査証：審査基準日時点で有効なもの※（記載要領等1－②） ※有効期間満了日を記載	
9						～	
10						～	
11						～	
12						～	
13						～	
14						～	
15						～	

記載要領等

- 1 審査の対象となる建設機械は、以下のとおり。
- ①建設機械抵当法第2条の規定による建設機械のうち、次のもの。
- ショベル系掘削機 : 「ショベル」、「バックホウ」、「ドラグライン」、「クラムシェル」、「クレーン」又は「パイルドライバー」のアタッチメントを有するもの
- ブルドーザー : 自重が3トン以上のもの
- トラクターショベル : バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
- モーターグレーダー : 自重が5トン以上のもの
- ②ダンプ車 : 土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの
- ③移動式クレーン : つり上げ荷重3トン以上のもの
- ④高所作業車 : 作業床の高さが2メートル以上のもの
- ⑤締固め用機械 : 労働安全衛生法第45条第3項の規程に基づき公表されている自主検査指針に「ロードローラー」、「タイヤローラー」又は「振動ローラー」と記載されているもの
- ⑥解体用機械 : 労働安全衛生法第45条第3項の規程に基づき公表されている自主検査指針に「ブレーカ」、「鉄骨切断機」、「コンクリート圧碎機」又は「解体用つかみ機」と記載されているもの
- ※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表に同一のベースマシンが記載されている場合には、重複できません。(例)ベースマシンが1台の場合は、1台としてカウント)
- 2 「建設機械の種類」の欄には、ショベル系掘削機の場合は「ショベル」、ブルドーザーの場合は「ブル」、トラクターショベルの場合は「トラ」、モーターグレーダーの場合は「グレーダー」、ダンプ車の場合は「ダンプ」、移動式クレーンの場合は「クレーン」、高所作業車の場合は「高所作業車」、締固め用機械の場合は「締固め用機械」、解体用機械の場合は「解体用機械」と記入してください。
- 3 審査対象となる建設機械をすべて記載してください。一枚で記載しきれないときは、複数枚に分けて記載してください。
- 4 「所有又はリース」の欄には、該当する方を記入してください。
- 5 正副2部提出願います。
- * 翌年度以降の経審査審には、この写しを持参願います。
- * 確認済の建設機械については、特定自主検査表等のみ(契約書、カタログは不要)提示してください。

10 経審Q&A

Q 1 雇用保険・社会保険（健康保険・厚生年金）の適用除外にはどのような場合が想定されるか。（その他の審査項目 41・42・43 項番関係）

A 1 雇用保険は、労働者が 1 人でも雇用されていれば加入義務有（年齢に上限なし）

適用除外：常勤の役員、同居の親族、4 か月以内の期間を定めて季節的に雇用される者、1 週間の労働時間 20 時間未満 等

社会保険は事業所を単位に適用される。次に述べる強制適用事業所にあてはまらない場合は適用除外の事業所といえる。ただし、適用除外の事業所であっても任意加入を妨げるものではない。

＜強制適用事業所＞

次の 1 か 2 に該当する事業所は、法律により、事業主や従業員の意思に関係なく、社会保険への加入が法律により定められている。

1. 常時 5 人以上の従業員を使用する個人事業所
2. 法人の事業所

Q 2 事業所として社会保険に加入しているが、一部未加入者がいる場合、その未加入者は職員として認められるか。

A 2 社会保険加入事業所における未加入者※は職員としてカウントしない。相応の給料が支払われていても、審査基準日現在において、未加入であるものは職員として認めない。

なお、経營業務管理責任者又は専任技術者が審査日時点においても未加入が継続している場合、建設業許可の要件である常勤性を満たしていないことになるので、速やかに加入すること。（※制度として加入できない者を除く）

Q 3 審査基準日直前に入社した技術職員がおり、社会保険にも加入している。この場合、職員として認められるか。

A 3 認められない。平成 23 年 4 月 1 日より、技術職員には審査基準日から遡って 6 ヶ月を超える雇用期間が求められるようになったため。

Q 4 事業所として社会保険に加入していない場合、職員として認められるにはどうすればよいか。

A 4 社会保険に未加入又は適用除外である場合は、月額給与（賃金・報酬等）が定められ、役員等は年額 103 万円以上、その他の従業員等は毎月一定の金額（原則「最低賃金（時間額）× 8 時間× 20 日」を超える金額）が審査対象事業年度に支払われていることが確認できれば、職員として認めている。

なお、社会保険の強制適用事業所が未加入の場合は、法令違反になるので速やかに加入することが望ましい。

Q 5 下請で工事を請け負ったが、その工事は一式工事（土木一式工事及び建築一式工事）となりうるか。

A 5 一式工事とは、総合的な企画、指導、調整のもとに施工する工事であり、その性質上、元請で請け負った工事があてはまる。原則的に下請工事は一式工事にはならない。ただし、民間工事において、発注者と元請業者との間で一括下請負を書面で認めた場合等は、下請工事であっても一式工事となりうる。（平成20年11月から、民間工事においても、共同住宅を新築する工事は、発注者が書面で認めた場合でも一括下請けは禁止となったので注意。）

Q 6 長期に渡る工事があるが、工事完成前に、工事の進捗に合わせて部分的に収益を計上してよいのか。

A 6 収益の計上基準について、工事進行基準を原則として採用することになる。ただし、工事進行基準での完成工事高を計上するためには、工事の進捗度を合理的に見積りできることが前提のため、最終請負額に大幅な変更が予想されるもの等については、従来の完成基準により計上すること。

Q 7 経審の結果はいつ頃届くか。

A 7 郵送申請の場合、申請受付けしてから約5～7週間後に発送する。
※県HPに発送スケジュールを掲載
※申請から到達するまでの処理期間を考慮して申請すること。

Q 8 申請後に申請業種を変更できるか。

A 8 申請後の申請業種の変更はできない。例外はない（Q 9 の場合を除く）。申請業種の誤りがないよう十分注意すること。

Q 9 経審受審後に業種追加した。この場合、新たに取得した業種について、審査を申し込めるか。

A 9 経審を受審後であっても、新たに許可を取得し、その業種について経審の審査を希望する場合は申し込める。
なお、その際の審査は、追加業種と既受審業種で受けることになる。

Q 10 事業を承継した。この場合、被承継人（父親等）時代の実績を完成工事高に計上することはできるか。

A 10 次の要件を満たす場合は、当期営業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年）の各営業年度における完工高を算定基礎とすることができる。

- ① 配偶者又は二親等以内の建設業者（個人に限る）から建設業の主たる部分を承継した場合
- ② 被承継人が建設業を廃業すること
- ③ 被承継人の営業年度と承継人の営業年度が連続すること
- ④ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

Q 1 1 個人事業者として営業してきたが、今度会社を立ち上げた。この場合個人時代の実績を完工高に計上することはできるか。

A 1 1 次の要件を満たす場合は、当期営業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年）の各営業年度における完工高を算定基礎とすることができる。

- ① 個人時代の建設業を廃業すること
- ② 個人事業主であった者が50%以上出資し、設立した法人であること
- ③ 営業年度が連続すること
- ④ 個人事業主であった者が代表権を有する役員であること

Q 1 2 営業を譲り受けるかたちで企業合併をした。消滅した業者の実績を完工高に計上することはできるか。

A 1 2 合併時経審を受審することで、当期営業年度からさかのぼって2年以内に合併の沿革を有する者（吸収合併においては存続会社、新設合併においては合併に伴い設立された会社をいう）又は建設業を譲り受けた者は、当期営業年度開始日の直前2年（又は3年）の各営業年度における完工高の合計額に当該吸収合併により消滅した建設業者の完工高を含めることができる。

Q 1 3 災害発生時の緊急連絡網、防災訓練の案内文等をもって防災協定の確認資料とすることはできるか。

A 1 3 防災協定の確認資料としては、自治体等と直接防災協定を締結している場合は、自治体との協定書の写しを送付（提示）する。協会や協同組合等の建設業団体が自治体等と防災協定を締結しており、その構成員として災害時の防災活動を担う場合は、当該団体が発行する、“防災活動に一定の役割を果たすことを証する証明書”を送付（持参）する。緊急連絡網等では、協定締結の当事者が誰か判別できず、確認資料としては認めない。

Q 1 4 防災協定を締結するにはどうしたらよいのか。

A 1 4 防災協定は、各自治体等が防災対策上の必要性・実効性を判断した上で締結されるものであるから、各自治体等の防災担当部署に確認すること。

Q 1 5 制度改正により技術者が1人2業種までになってしまった関係で技術者が配置できない業種があるが、その業種で経審を受けることはできるか。

A 1 5 技術者が0人でも経審を受けることは可能。

また、1人2業種の制限は、経営事項審査の評価上だけであり、建設業許可の専任技術者や現場の配置技術者については、従来どおり1人の技術者が複数の資格を持っていれば、複数の業種の技術者になることができる。

Q 1 6 経理処理の適正を確認した旨の書類を、決算の書類作成を依頼している外部の会計事務所の会計士や税理士事務所の税理士等に頼んで作成してもらっても加点されるのか。

A 1 6 経理処理の適正を確認した旨の書類は、会社の従業員（常勤）で公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者もしくは1級登録経理試験に合格した者が署名を付したものでなければならない。

したがって、外部の会計士や税理士に頼んで作成しても加点の対象にはならない。

Q 1 7 建設工事と見なさないものにはどんなものがあるか。

A 1 7 資材や機械の販売、運搬、除草・草刈り、保守・管理などは兼業売上に計上する。

※保守・管理（現状を維持するために必要な役務（点検や部品の交換等））業務は、委託契約をしている場合が多い。

Q 1 8 前年度の経審時に一式工事（土木一式工事及び建築一式工事）に含めていた業種について、今回は分けて受審する場合、前年度の完工高の取扱いはどうのようになりますか。

なお、前年度の一式工事の完工高は変更したくない。

A 1 8 前年度に一式工事に含めていた業種の完工高については、一式工事の完工高から今回受審しようとする業種の完工高を差し引いて、それぞれに計上すること。

なお、今回分けて受審する場合、一式工事の完工高は変更（減額）になる。

Q 1 9 前年度には受審しなかったため、完工高を「その他工事」に計上した業種について、今回、新たにその業種で受審する場合、前年度の完工高の取扱いはどうのようになりますか。

A 1 9 今回、新たに審査対象とする業種の完工高については、「その他工事」から差し引いて、審査対象とする業種それぞれに計上すること。

Q 2 0 翌年以降に終了する工事について、当期中に80%の入金があったため、進行基準を用いて当期の決算時に契約額の80%を完成工事高として計上してよいのか。

A 2 0 計上できない。工事進行基準は原価ベースによる出来高（原価比例法）で完成工事高を計上するので、「入金割合により完成工事高を計上する、のは誤りとなる。

R7.4.1 追加

Q 2 1 短時間勤務の従業員について、社会保険に加入しているので技術職員名簿に掲載可能ですか。

A 2 1 認められません。

技術職員は、常勤性（Full-time）が必要になります。

なお、以下のケースでは、常勤性の観点から技術職員として原則認められません。

- ・ 毎月の支払い給与（報酬）の金額が下記金額を下回っている。
 - ▶ 役員等 : 毎月定額が支払われていて年額ベース 103 万円
 - ▶ 従業員 : 最低賃金（時間額）× 8 時間 × 20 日で計算した金額
- ・ 勤務日数、勤務時間が少ない
- ・ 他社との兼務（Q 2 2 を参照）

また、雇用期間を特に限定することなく常時雇用され、日々一定時間以上建設業の職務に従事することが担保されていることも必要となるため、雇用期間が限定されている者（例 パート、アルバイト、契約社員等）は技術職員として認められません。

R7.4.1 追加

Q 2 2 同時に 2 か所以上の事業所で勤務する者は、技術職員として認められるか。

A 2 2 二以上事業所勤務被保険者標準月額報酬決定通知書が発行される者は、他社での立場が非常勤役員（平取）を除き原則技術職員として認めません。

※経營業務管理責任者又は営業所技術者等が 2 か所以上の事業所に勤務する場合、許可要件に該当しない恐れがありますので、建設業許可の手引き II 2（2）〈常勤役員等及び営業所技術者等に関するその他の留意点〉を必ずご確認ください。

R7.4.1 追加

Q 2 3 審査基準日前に 1 級土木施工管理技士補の資格を取得した職員を土木一式工事の技術職員として申請する場合、コードは「005（監理技術者補佐）」ですか。それとも「11H」ですか。

A 2 3 当該職員が、土木一式工事の主任技術者としての資格を取得している場合（例 2 級土木施工管理技士）は、「005」で申請することが可能です。

なお、合格後 3 年以上の実務経験が証明できても、「11H」で土木一式工事の技術職員として申請することはできません。

※「11H」で申請できる業種については、別表（四）をご確認ください。

Q 2 4 就業規則にどのような退職手当に関する事項が定められていれば、退職一時金制度として加点されるか。

A 2 4 退職手当の決定、計算、支払方法及び支払時期に関する定めがあることが必要です。

※著しく低額、支払いの実績がない、支給対象範囲が狭い等、名目的な制度に過ぎないものは加点対象になりません。。

※「建設業退職金共済事業による退職金（建退共）により支給する」は加点対象になりません。

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

審査基準日 許可 一 号
令和 年 月 日

電話 番号
資 本 金 額
完 成 工 事 高 / 売 上 高 (%)
行 政 庁 記 入 欄

経営規模等評価の結果を通知します。
総合評定値

令和 年 月 日

自己資本額と利益額の各点数を評点
テーブルに当てはめて求めた数値を
表示します。

印

表中のX1、X2、Y、Z、Wの各評点を総
合評点Pの算出式に代入して計算した
結果を表示します。

許可業種の全部を特定・一般の
別に表示します。

業種別の完成工事高を評価テーブルに当てはめて
求めた数値を表示します。

業種別に算出した技術職員の数値と元請完成
工事高を各評価テーブルに当てはめて求めた
数値を表示します。

経営状況分析の結果を表示します。

技術職員の合計は、純計で表示されます。

決算書の内容を表示します。

自 己 資 本 額 及 び 利 益 額	数 値	点数
自 己 資 本 額 X		
利 益 額		
評 点 (X ₂)		

そ の 他 の 審 査 項 目 （ 社 会 性 等 ）	数 値 等	点数
雇 用 保 険 加 入 の 有 無		
健 康 保 険 加 入 の 有 無		
厚 生 年 金 保 険 加 入 の 有 無		
建 設 業 退 職 金 共 済 制 度 加 入 の 有 無		
退 職 一 時 金 制 度 若 しくは 企 業 年 金 制 度 導 入 の 有 無		
法 定 外 労 働 災 害 補 償 制 度 加 入 の 有 無		
若 手 技 術 職 員 の 継 続 的 な 育 成 及 び 確 保		
新 規 若 年 技 術 職 員 の 育 成 及 び 確 保		
C P D 単 位 取 得 数	単位	
技 術 者 数	人	
技 能 レ ベ ル 向 上 者 数	人	
技 能 者 数	人	
控 除 対 象 者 数	人	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況		
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況		
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況		
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な実施状況		①
建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況		
営 業 年 数	年	②
民 事 再 生 法 又 は 会 社 更 生 法 の 適 用 の 有 無		③
建 設 業 の 営 業 継 続 の 状 況		
防 災 協 定 の 締 結 の 有 無	台	④
防 災 活 動 へ の 貢 献 の 状 況		
営 業 停 止 処 分 の 有 無		⑤
指 示 処 分 の 有 無		
法 令 遵 守 の 状 況		⑥
監 査 の 受 信 状 況		
公 認 会 計 士 等 の 数		
二 級 登 録 経 理 試 験 合 格 者 の 数		⑦
建 設 業 の 経 理 の 状 況		
研 究 開 発 費		⑧
研 究 開 発 の 状 況		
建 設 機 械 の 所 有 及 び リ ー ス の 台 数	台	⑨
建 設 機 械 の 保 有 状 況		
エ コ ア ク シ ョ ン 2 1 の 認 証 の 有 無		
I S O 9 0 0 1 の 登 録 の 有 無		
I S O 1 4 0 0 1 の 登 録 の 有 無		
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況		
評 点 (W)		

①～⑨の合計点数に10×175／200を乗じた数値を表示します。

許可 区分	建 設 工 事 の 種 類	総合 評定値 (P)	完 成 工 事 高		元 請 完 成 工 事 高 及 び 技 術 職 員 数							評点 (Z)
			年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 年平均	技 術 職 員 数						
	土 木 一 式					一級	(講習受講)	監理補佐	基幹	二級	その他	
	プレストレストコンクリート構造物											
	建 築 一 式											
	大 工											
	左 官											
	とび・土工・コンクリート											
	法 面 処 理											
	石											
	屋 根											
	電 気											
	管											
	タイル・れんが・ブロック											
	鋼 構 造 物											
	鋼 橋 上 部											
	鉄 筋											
	舗 装											
	し ゆ ん せ つ											
	板 金											
	ガ ラ ス											
	塗 装											
	防 水											
	内 装 仕 上											
	機 械 器 具 設 置											
	熱 絶 縁											
	電 気 通 信											
	造 園											
	さ く 井											
	建 具											
	水 道 施 設											
	消 防 施 設											
	清 掃 施 設											
	解 体											
	そ の 他											
	合 計											

業種別の完成工事高を評価テーブルに当てはめて求めた数値を表示します。

業種別に算出した技術職員の数値と元請完成工事高を各評価テーブルに当てはめて求めた数値を表示します。

経営状況分析の結果を表示します。

技術職員の合計は、純計で表示されます。

決算書の内容を表示します。

(参 考)

科 目	決 算	科 目	決 算	経 営 状 況	決 算	経 営 状 況	決 算
固 定 資 産		売 上 高		純 支 払 利 息 比 率		自 己 資 本 対 固 定 資 産 比 率	
流 動 負 債		売 上 総 利 益		負 債 回 転 期 間		自 己 資 本 比 率	
固 定 負 債		受 取 利 息 配 当 金		総 資 本 売 上 総 利 益 率		営 業 キャ ッ シ ュ フ ロ ー	
利 益 剰 余 金		支 払 利 息		売 上 高 経 常 利 益 率		利 益 剰 余 金	
自 己 資 本		経 常 利 益		評 点 (Y)			
総 資 本 (当 期)		営 業 キャ ッ シ ュ フ ロ ー (当 期)					
総 資 本 (前 期)		営 業 キャ ッ シ ュ フ ロ ー (前 期)					

[金額単位：千円]

12 総合評定値(P)の計算方法

総合評定値(P)の算出:

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25(X1) + 0.15(X2) + 0.2(Y) + 0.25(Z) + 0.15(W)$$

(小数点以下の端数がある場合は、これを四捨五入する。)

【経審の審査項目】(令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請の場合)

項目区分		審査項目	評点幅	ウエイト
経営規模	X1	完成工事高(許可業種別)	397 ~ 2,309	0.25
	X2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	454 ~ 2,280	0.15
経営状況	Y	純支払利息比率 負債回転期間 総資本売上総利益率 売上高経常利益率 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 営業キャッシュ・フロー 利益剰余金	0 ~ 1,595	0.2
技術力	Z	技術職員数(許可業種別) 元請完成工事高(許可業種別)	456 ~ 2,441	0.25
その他の審査項目 (社会性等)	W	建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 建設業の営業継続の状況 防災活動への貢献の状況 法令遵守の状況 建設業の経理の状況 研究開発の状況 建設機械の保有状況 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	-1837 ~ 2,073	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$	6 ~ 2,159	-

1. X1(完成工事高)

■許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

▼X1の評点は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、建設業の種類毎に直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択することはできず、すべて同一の方法によらなければならない。

●工事種類別年間平均完成工事高評点(X1)

業種ごとに年間平均完成工事高(少数点第1位四捨五入)を求め、それらを用いて下の表からX1を求める。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高	評点
(1)	1,000億円以上	2,309
(2)	800億円以上 1,000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
(3)	600億円以上 800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
(4)	500億円以上 600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
(5)	400億円以上 500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(6)	300億円以上 400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(7)	250億円以上 300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
(8)	200億円以上 250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(9)	150億円以上 200億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(10)	120億円以上 150億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
(11)	100億円以上 120億円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
(12)	80億円以上 100億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
(13)	60億円以上 80億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
(14)	50億円以上 60億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(15)	40億円以上 50億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(16)	30億円以上 40億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
(17)	25億円以上 30億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
(18)	20億円以上 25億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
(19)	15億円以上 20億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
(20)	12億円以上 15億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
(21)	10億円以上 12億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
(22)	8億円以上 10億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
(23)	6億円以上 8億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
(24)	5億円以上 6億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
(25)	4億円以上 5億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
(26)	3億円以上 4億円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
(27)	2億5,000万円以上 3億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
(28)	2億円以上 2億5,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
(29)	1億5,000万円以上 2億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
(30)	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
(31)	1億円以上 1億2,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
(32)	8,000万円以上 1億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
(33)	6,000万円以上 8,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
(34)	5,000万円以上 6,000万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
(35)	4,000万円以上 5,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
(36)	3,000万円以上 4,000万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
(37)	2,500万円以上 3,000万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
(38)	2,000万円以上 2,500万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
(39)	1,500万円以上 2,000万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
(40)	1,200万円以上 1,500万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
(41)	1,000万円以上 1,200万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
(42)	1,000万円未満	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2. X2(自己資本額及び利益額)

■自己資本額及び平均利益額に係る評点

▼X2の評点は、自己資本額の点数(X21)及び平均利益額の点数(X22)の合計点数を2で除した数値(小数点以下切り捨て)として求める。

計算式:

$$X2\text{評点} = \{ \text{自己資本額の点数}(X21) + \text{平均利益額の点数}(X22) \} \div 2$$

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2. -(1) X21(自己資本額)

■自己資本額及び平均利益額に係る評点

(1)自己資本額(X21)

▼自己資本額の点数(X21)は、自己資本の額(＝純資産合計の額)又は平均自己資本額(2期平均)を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、自己資本の額が0円に満たない場合は0円とみなす。

区分	自己資本の額又は平均自己資本額		点 数
(1)	3, 000億円以上		2114
(2)	2, 500億円以上	3, 000億円未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
(3)	2, 000億円以上	2, 500億円未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
(4)	1, 500億円以上	2, 000億円未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
(5)	1, 200億円以上	1, 500億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
(6)	1, 000億円以上	1, 200億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
(7)	800億円以上	1, 000億円未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
(8)	600億円以上	800億円未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
(9)	500億円以上	600億円未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
(10)	400億円以上	500億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
(11)	300億円以上	400億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
(12)	250億円以上	300億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
(13)	200億円以上	250億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
(14)	150億円以上	200億円未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
(15)	120億円以上	150億円未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
(16)	100億円以上	120億円未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
(17)	80億円以上	100億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
(18)	60億円以上	80億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
(19)	50億円以上	60億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
(20)	40億円以上	50億円未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
(21)	30億円以上	40億円未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
(22)	25億円以上	30億円未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
(23)	20億円以上	25億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
(24)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
(25)	12億円以上	15億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
(26)	10億円以上	12億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
(27)	8億円以上	10億円未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
(28)	6億円以上	8億円未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
(29)	5億円以上	6億円未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
(30)	4億円以上	5億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
(31)	3億円以上	4億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
(32)	2億5, 000万円以上	3億円未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
(33)	2億円以上	2億5, 000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
(34)	1億5, 000万円以上	2億円未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
(35)	1億2, 000万円以上	1億5, 000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
(36)	1億円以上	1億2, 000万円未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
(37)	8, 000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
(38)	6, 000万円以上	8, 000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
(39)	5, 000万円以上	6, 000万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
(40)	4, 000万円以上	5, 000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
(41)	3, 000万円以上	4, 000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
(42)	2, 500万円以上	3, 000万円未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
(43)	2, 000万円以上	2, 500万円未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
(44)	1, 500万円以上	2, 000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
(45)	1, 200万円以上	1, 500万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
(46)	1, 000万円以上	1, 200万円未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
(47)	1, 000万円未満		$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2. -(2) X22(利益額)

■自己資本額及び平均利益額に係る評点

(2)平均利益額(X22)

▼平均利益額の点数(X22)は、利払前税引前償却前利益(営業利益+減価償却実施額)の2年平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

区分	平均利益額		点 数
(1)	300億円以上		2447
(2)	250億円以上	300億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	200億円以上	250億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	150億円以上	200億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
(5)	120億円以上	150億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	100億円以上	120億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	80億円以上	100億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
(8)	60億円以上	80億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	50億円以上	60億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	40億円以上	50億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	30億円以上	40億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	25億円以上	30億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	20億円以上	25億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	12億円以上	15億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	10億円以上	12億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	8億円以上	10億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	6億円以上	8億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	5億円以上	6億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	4億円以上	5億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	3億円以上	4億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	2億5,000万円以上	3億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	2億円以上	2億5,000万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	1億5,000万円以上	2億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	1億円以上	1億2,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	5,000万円以上	6,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	4,000万円以上	5,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(31)	3,000万円以上	4,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	2,500万円以上	3,000万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	2,000万円以上	2,500万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	1,500万円以上	2,000万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	1,200万円以上	1,500万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	1,000万円以上	1,200万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)		1,000万円未満	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3. Y(経営状況分析)

■経営状況の評点

▼Yの評点は、以下の経営状況分析の8指標の数値をもとに『経営状況点数(A)』の算式によって算出した点数を『経営状況の評点(Y)』の算式に当てはめて求める。

経営状況分析の8指標

属性	記号	経営状況分析の指標 〔()内はY評点への寄与度〕	算 出 式	上限値	下限値
負債 抵抗力	X1	純 支 払 利 息 比 率 (29.9%)	(支払利息－受取利息配当金)／売上高×100	5.1 %	－0.3 %
	X2	負 債 回 転 期 間 (11.4%)	(流動負債＋固定負債)／(売上高÷12)	18.0 ヵ月	0.9 ヵ月
収益性 ・効率性	X3	総資本売上総利益率 (21.4%)	売上総利益／※総資本(2期平均)×100	63.6 %	6.5 %
	X4	売 上 高 経 常 利 益 率 (5.7%)	経常利益／売上高×100	5.1 %	－8.5 %
財務 健全性	X5	自己資本対固定資産比率 (6.8%)	自己資本／固定資産×100	350.0 %	－76.5 %
	X6	自 己 資 本 比 率 (14.6%)	自己資本／総資本×100	68.5 %	－68.6 %
絶対的 力量	X7	営業キャッシュ・フロー (5.7%)	営業キャッシュ・フロー／1億※(2年平均)	15.0 億円	－10.0 億円
	X8	利益剰余金 (4.4%)	利益剰余金／1億	100.0 億円	－3.0 億円

注) ・X1及びX2については、数値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標。

・X3については、総資本を2期平均とし、さらにその平均の額が3000万円未満の場合は3000万円とみなして計算する。また、個人の場合は、売上総利益を完成工事総利益と読み替える。

・X4について、個人の場合は、経常利益を事業主利益と読み替える。

・X7については、営業キャッシュ・フローの額を1億で除した数値の2年平均とする。

【営業キャッシュ・フローの計算】

営業キャッシュ・フロー ＝ 経常利益＋減価償却実施額－法人税、住民税及び事業税 ± 引当金(貸倒引当金)増減額 平 棚卸資産(受取手形＋完成工事未収入金)増減額 ± 仕入債務(支払手形＋工事未払金)増減額 ± 棚卸資産(未成工事支出金＋材料貯蔵品)増減額 ± 受入金(未成工事受入金)増減額

・X8について、個人の場合は、利益剰余金を純資産合計と読み替える。

・X1～X8の数値について、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{経営状況点数(A)} = -0.4650 \times X1 - 0.0508 \times X2 + 0.0264 \times X3 + 0.0277 \times X4 \\ + 0.0011 \times X5 + 0.0089 \times X6 + 0.0818 \times X7 + 0.0172 \times X8 + 0.1906$$

※小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{経営状況の評点(Y)} = 167.3 \times A + 583 \quad (\text{最高点1595点, 最低点0点})$$

※小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。

4. Z(技術職員数及び元請完成工事高)

■許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点

▼Zの評点は、技術職員の数の点数(Z1)に5分の4を乗じたものと元請完成工事高の点数(Z2)に5分の1を乗じたものの合計(小数点以下切り捨て)として求める。

計算式:

Z評点 = { 技術職員の数の点数(Z1) × 0. 8 } + { 元請完成工事高の点数(Z2) × 0. 2 }

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

4. -(1) Z1(技術職員数)

■許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点

(1)技術職員の数(Z1)

▼技術職員の数の点数(Z1)は、許可を受けた建設業の種類毎に次の算式により「技術職員数値」を算出し、当該数値を以下のテーブル表に当てはめて求める。

技術職員数値＝1級監理受講者数×6+1級技術者数×5+監理技術者補佐数×4+
基幹技能者数×3+ 2級技術者数×2+その他技術者数×1

※1級監理受講者とは、1級技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付をうけているもの(ただし、直前5年以内に講習を受講したものに限る)。

※Z1の点数計算は、1級監理受講者数でカウントしたものについて、1級技術者数には重複カウントしない

※基幹技能者は、登録基幹技能者講習を修了したもの。

▼ただし、1人の職員につき技術職員として申請できるのは、2業種まで。

区分	技術職員数値		点 数
(1)	15,500以上		2335
(2)	11,930以上	15,500未満	62×(技術職員数値)÷3,570+2,065
(3)	9,180以上	11,930未満	63×(技術職員数値)÷2,750+1,998
(4)	7,060以上	9,180未満	62×(技術職員数値)÷2,120+1,939
(5)	5,430以上	7,060未満	62×(技術職員数値)÷1,630+1,876
(6)	4,180以上	5,430未満	63×(技術職員数値)÷1,250+1,808
(7)	3,210以上	4,180未満	63×(技術職員数値)÷970+1,747
(8)	2,470以上	3,210未満	62×(技術職員数値)÷740+1,686
(9)	1,900以上	2,470未満	62×(技術職員数値)÷570+1,624
(10)	1,460以上	1,900未満	63×(技術職員数値)÷440+1,558
(11)	1,130以上	1,460未満	63×(技術職員数値)÷330+1,488
(12)	870以上	1,130未満	62×(技術職員数値)÷260+1,434
(13)	670以上	870未満	63×(技術職員数値)÷200+1,367
(14)	510以上	670未満	62×(技術職員数値)÷160+1,318
(15)	390以上	510未満	63×(技術職員数値)÷120+1,247
(16)	300以上	390未満	62×(技術職員数値)÷90+1,183
(17)	230以上	300未満	63×(技術職員数値)÷70+1,119
(18)	180以上	230未満	62×(技術職員数値)÷50+1,040
(19)	140以上	180未満	62×(技術職員数値)÷40+984
(20)	110以上	140未満	63×(技術職員数値)÷30+907
(21)	85以上	110未満	63×(技術職員数値)÷25+860
(22)	65以上	85未満	62×(技術職員数値)÷20+810
(23)	50以上	65未満	62×(技術職員数値)÷15+742
(24)	40以上	50未満	63×(技術職員数値)÷10+633
(25)	30以上	40未満	63×(技術職員数値)÷10+633
(26)	20以上	30未満	62×(技術職員数値)÷10+636
(27)	15以上	20未満	63×(技術職員数値)÷5+508
(28)	10以上	15未満	62×(技術職員数値)÷5+511
(29)	5以上	10未満	63×(技術職員数値)÷5+509
(30)	5未満		62×(技術職員数値)÷5+510

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

4. -(2) Z2(元請完成工事高)

■許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点

(2)元請完成工事高(Z2)

▼元請完成工事高の点数(Z2)は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均元請完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、直前2年平均又は直前3年平均の選択については、X1(完成工事高)の方法と同一でなければならない。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高		点 数
(1)	1,000億円以上		2865
(2)	800億円以上	1,000億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	600億円以上	800億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	500億円以上	600億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	400億円以上	500億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	300億円以上	400億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	250億円以上	300億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	200億円以上	250億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	150億円以上	200億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	120億円以上	150億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	100億円以上	120億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	80億円以上	100億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	60億円以上	80億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	50億円以上	60億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	40億円以上	50億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	30億円以上	40億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	25億円以上	30億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	20億円以上	25億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	12億円以上	15億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	10億円以上	12億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	8億円以上	10億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	6億円以上	8億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	5億円以上	6億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	4億円以上	5億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	3億円以上	4億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	2億5,000万円以上	3億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	2億円以上	2億5,000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	1億5,000万円以上	2億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
(30)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	1億円以上	1億2,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	8,000万円以上	1億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	6,000万円以上	8,000万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	5,000万円以上	6,000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	4,000万円以上	5,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	3,000万円以上	4,000万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	2,500万円以上	3,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	2,000万円以上	2,500万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	1,500万円以上	2,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	1,200万円以上	1,500万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	1,000万円以上	1,200万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)	1,000万円未満		$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

5. W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

後述のW₁～W₈で算出した点数を用い、以下の計算式からWを求める。

$$W = (W_1 + W_2 + W_3 + W_4 + W_5 + W_6 + W_7 + W_8) \times 10 \times 190 / 200$$

※審査基準日が令和5年8月14日以降である申請の場合の計算式は、以下の計算式からWを求める。

$$W = (W_1 + W_2 + W_3 + W_4 + W_5 + W_6 + W_7 + W_8) \times 10 \times 175 / 200$$

5. -(1) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

(1)建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況(W₁)

① 建設業退職金共済制度への加入	①～③の中で 該当する項目の数…Y ₁	Y ₁ ×15－Y ₂ ×40
② 退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入		
③ 法定外労働災害補償制度への加入		
④ 雇用保険未加入(適用除外を除く)	④～⑥の中で 該当する項目の数…Y ₂	
⑤ 健康保険未加入(適用除外を除く)		
⑥ 厚生年金保険未加入(適用除外を除く)		

⑦ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況
若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況 + 新規若年技術職員の育成及び確保の状況

区分	若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	点数
(1)	該当(15%以上)	1
(2)	非該当(15%未満)	0

区分	新規若年技術職員の育成及び確保の状況	点数
(1)	該当(1%以上)	1
(2)	非該当(1%未満)	0

⑧ 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

◆技術者に関する評価(W101)

技術者に関する評価(W101)は次の算式により算出する。
(技術者数 ÷ (技術者数 + 技能者)) × CPD単位取得点数

●CPD単位取得点数

CPD取得点数は、次の算式により算出された数値を、以下のテーブル表に当てはめて求める。
CPD単位取得数 ÷ 技術者数

区分	CPD単位取得数÷技術者数	CPD単位取得点数
(1)	30以上	10
(2)	27以上～30未満	9
(3)	24以上～27未満	8
(4)	21以上～24未満	7
(5)	18以上～21未満	6
(6)	15以上～18未満	5
(7)	12以上～15未満	4
(8)	9以上～12未満	3
(9)	6以上～9未満	2
(10)	3以上～6未満	1
(11)	3未満	0

●CPD単位取得数

CPD単位取得数は、建設業者に所属する技術者が取得したCPD単位の合計数とし、各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値とする。

審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数 ÷ CPD認定団体数値 × 30
※1各技術者のCPD単位の上限は30まで
※2小数点以下切り捨て

区分	CPD認定団体	CPD認定団体数値	区分	CPD認定団体	CPD認定団体数値
(1)	(公社)空気調和・衛生工学会	50	(15)	(公社)日本建築士会連合会	12
(2)	(一財)建設業振興基金	12	(16)	(公社)日本造園学会	50
(3)	(一社)建設コンサルタンツ協会	50	(17)	(公社)日本都市計画学会	50
(4)	(一社)交通工学研究会	50	(18)	(公社)農業農村工学会	50
(5)	(公社)地盤工学会	50	(19)	(一社)日本建築士事務所協会連合会	12
(6)	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20	(20)	(公社)日本建築家協会	12
(7)	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50	(21)	(一社)日本建設業連合会	12
(8)	(一社)全国測量設計業協会連合会	20	(22)	(一社)日本建築学会	12
(9)	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20	(23)	(一社)建築設備技術者協会	12
(10)	(一社)全日本建設技術協会	25	(24)	(一社)電気設備学会	12
(11)	土質・地質技術者生涯学習協議会	50	(25)	(一社)日本設備設計事務所協会連合会	12
(12)	(公社)土木学会	50	(26)	(公財)建築技術教育普及センター	12
(13)	(一社)日本環境アセスメント協会	50	(27)	(一社)日本建築構造技術者協会	12
(14)	(公社)日本技術士会	50			

◆技能者に関する評価(W102)

技能者に関する評価(W102)は、次の算式により算出する。
(技能者数 ÷ (技術者数 + 技能者数)) × 技能レベル向上者点数

●技能レベル向上者点数

技能レベル向上者点数は、次の算式により算出された数値を、以下のテーブル表に当てはめて求める

技能レベル向上者数 ÷ (技能者数 - 控除対象者数)

※1技能レベル向上者数: 認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日より3年間に1以上向上した者の数

※2控除対象者数: 審査基準日の3年前の日に以前にレベル4の評価を受けていた者の数

※3技能者数-控除対象者数が0の場合、技能レベル向上者点数は0とする

区分	技能レベル向上者数÷(技能者数-控除対象者数)	技能レベル向上者点数
(1)	15.0%以上	10
(2)	13.5%以上～15.0%未満	9
(3)	12.0%以上～13.5%未満	8
(4)	10.5%以上～12.0%未満	7
(5)	9.0%以上～10.5%未満	6
(6)	7.5%以上～9.0%未満	5
(7)	6.0%以上～7.5%未満	4
(8)	4.5%以上～6.0%未満	3
(9)	3.0%以上～4.5%未満	2
(10)	1.5%以上～3.0%未満	1
(11)	1.5%未満	0

評点については、「技術者に関する評価(W101) + 技能者に関する評価(W102)」
によって算出される数値を以下のテーブル表に当てはめて求める

知識及び技術又は技能の 向上に関する取組の状況	評点
10	10
9以上 10未満	9
8以上 9未満	8
7以上 8未満	7
6以上 7未満	6
5以上 6未満	5
4以上 5未満	4
3以上 4未満	3
2以上 3未満	2
1以上 2未満	1
1未満	0

⑨ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

区分	取組の状況	点数
(1)	プラチナえるぼし認定を取得	5
	プラチナくるみん認定を取得	
(2)	(1)に非該当かつえるぼし認定(3段階目)を取得	4
	(1)に非該当かつユースエール認定を取得	
(3)	(1)又は(2)に非該当かつえるぼし認定(2段階目)を取得	3
	(1)又は(2)に非該当かつくるみん認定を取得	
	(1)又は(2)に非該当かつトライくるみん認定を取得	
(4)	(1)、(2)又は(3)に非該当かつえるぼし認定(1段階目)を取得	2
(5)	無	0

⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
建設キャリアアップシステム上で直接入力以外の方法により就業履歴を蓄積
できる体制(建設現場でのカードリーダー設置等)の整備状況を評価。

区分	実施状況	点数
(1)	全ての建設工事で実施	15
(2)	全ての公共工事で実施	10
(3)	無	0

5. -(2) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

(2)建設業の営業年数(W2)

◆建設業の営業年数(W21)

平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続き開始の決定または更生手
続き開始の決定を受け、かつ、更生手続き終結の決定または更生手続き終結
の決定を受けた建設業者は、当該再生手続き終結の決定または更生手続き終結の
決定を受けた時より起算するものとする。

区分	営業年数	点数	区分	営業年数	点数
(1)	35年以上	60	(17)	19年	28
(2)	34年	58	(18)	18年	26
(3)	33年	56	(19)	17年	24
(4)	32年	54	(20)	16年	22
(5)	31年	52	(21)	15年	20
(6)	30年	50	(22)	14年	18
(7)	29年	48	(23)	13年	16
(8)	28年	46	(24)	12年	14
(9)	27年	44	(25)	11年	12
(10)	26年	42	(26)	10年	10
(11)	25年	40	(27)	9年	8
(12)	24年	38	(28)	8年	6
(13)	23年	36	(29)	7年	4
(14)	22年	34	(30)	6年	2
(15)	21年	32	(31)	5年以下	0
(16)	20年	30			

◆民事再生法又は会社更生法の適用の有無(W22)

平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続き開始の決定または更生手続き開
始の決定を受け、かつ審査基準日以前に再生手続き終結の決定又は更生手続き終結
を受けていない場合に、民事再生法又は会社更生法の適用有りとして減点して審査
するものとする。

区分	民事再生法または会社更生法の適用の有無	点数
(1)	有	-60
(2)	無	0

5. -(3) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

(3)防災協定締結の有無(W3)

▼防災協定締結の有無の点数(W3)は、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に20点として求める。

区分	防災協定締結の有無	点 数
(1)	有	20
(2)	無	0

5. -(4) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

(4)法令遵守の状況(W4)

▼法令遵守の状況の点数(W4)は、審査対象年に建設業法第28条の規定により指示され、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

区分	法令遵守の状況	点数
(1)	無	0
(2)	指示をされた場合	-15
(3)	営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

5. -(5) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

(5)建設業の経理の状況(W5)

▼建設業の経理の状況の点数(W5)は、監査の受審状況(W51)及び公認会計士等数(W52)の点数の合計として求める。

計算式:建設業の経理状況(W5) = 監査の受審状況の点数(W51) + 公認会計士等数の点数(W52)

◆監査の受審状況

監査の受審状況の点数(W51)は、以下の区分のいずれかの場合に加点する。

区分	監査の受審状況	点数
(1)	会計監査人の設置	20
(2)	会計参与の設置	10
(3)	経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
(4)	無	0

◆公認会計士等数

公認会計士等数の点数(W52)は、次の算式により「公認会計士等数値」を算出し、以下のテーブル表に当てはめて求める。

公認会計士等数値

= 公認会計士等の数(登録経理試験1級合格者含む) × 1 + 登録経理試験2級合格者の数 × 0.4

項目 区分 点数	公認会計士等数値					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
年間平均完成工事高	10	8	6	4	2	0
600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満			0
1億円未満	0.4以上	—	—	—	—	0

5. -(6) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

(6)研究開発の状況(W6)

▼研究開発の状況の点数(W6)は、研究開発費の額の平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正

区分	平均研究開発費の額	点数	区分	平均研究開発費の額	点数
(1)	100億円以上	25	(14)	11億円以上 12億円未満	12
(2)	75億円以上 100億円未満	24	(15)	10億円以上 11億円未満	11
(3)	50億円以上 75億円未満	23	(16)	9億円以上 10億円未満	10
(4)	30億円以上 50億円未満	22	(17)	8億円以上 9億円未満	9
(5)	20億円以上 30億円未満	21	(18)	7億円以上 8億円未満	8
(6)	19億円以上 20億円未満	20	(19)	6億円以上 7億円未満	7
(7)	18億円以上 19億円未満	19	(20)	5億円以上 6億円未満	6
(8)	17億円以上 18億円未満	18	(21)	4億円以上 5億円未満	5
(9)	16億円以上 17億円未満	17	(22)	3億円以上 4億円未満	4
(10)	15億円以上 16億円未満	16	(23)	2億円以上 3億円未満	3
(11)	14億円以上 15億円未満	15	(24)	1億円以上 2億円未満	2
(12)	13億円以上 14億円未満	14	(25)	5,000万円以上 1億円未満	1
(13)	12億円以上 13億円未満	13	(26)	5,000万円未満	0

5. -(7) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

(7)建設機械の所有及びリース台数(W7)

区分	建設機械の所有及びリース台数	点数	区分	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台以上	15	(9)	7台	11
(2)	14台	15	(10)	6台	10
(3)	13台	14	(11)	5台	9
(4)	12台	14	(12)	4台	8
(5)	11台	13	(13)	3台	7
(6)	10台	13	(14)	2台	6
(7)	9台	12	(15)	1台	5
(8)	8台	12	(16)	0台	0

※評価対象は、一定の基準を満たす、大型ダンプ車、移動式クレーン、高所作業車、建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー又は締固め用機械、解体用機械。

5. -(8) W(その他社会性等)

■その他の審査項目(社会性等)の評点

(8)国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録状況(W8)

区分	国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	点数
(1)	エコアクション21の認証並びにISO9001及びISO14001の登録	10
(2)	ISO9001及びISO14001号の登録	10
(3)	エコアクション21の認証及びISO9001号の登録	8
(4)	エコアクション21の認証及びISO14001号の登録	5
(5)	ISO9001号の登録	5
(6)	ISO14001号の登録	5
(7)	エコアクション21の認証	3
(8)	無	0